

瀧田家文書にみる伊勢の諸湊

日本福祉大学知多半島総合研究所 教授 高部 淑子

はじめに

尾州廻船にはいくつかの拠点が存在する。知多半島西岸では、多屋(常滑市)・常滑・野間(美浜町)・内海(南知多町)、半島東岸では亀崎(半田市)・半田・富貴(武豊町)などが廻船の拠点であったことが現在のところ史資料から判明している。

拠点によって尾州廻船の性格の違いを紹介するのに、「内海米船、野間塩船よ、なべやひろ荷でとどめさす」という俗謡がしばしば引用される。内海船が米を、野間船が塩を運ぶのを得意とするのに対して、「なべ」(常滑)の船は「ひろ荷」を運ぶという意味である。「ひろ荷」とは「拾い荷」であり、種々雑多な荷物のことである。

尾州廻船のなかでも、内海船や野間船に関する研究は比較的早くから行われており⁽¹⁾、この俗謡は内海船・野間船の際だった特徴を示すものとして使われてきた。それに対して、常滑船は種々雑多な荷物を扱う、特徴が明確ではない廻船のようにイメージされてきた。しかし、近年常滑船の実態が明らかになるにつれて、種々雑多な荷物を扱うこと自体を積極的に評価し、常滑船ならではの特徴としてとらえるのがより適切であろうという段階にきている。

常滑船の遠距離航海はすでに18世紀前半には確認できる⁽²⁾。しかし、古い時期はまとまった文書が現時点では確認されおらず、19世紀初頭までの常滑船の活動の

実態は断片的にしか判明しない。19世紀前半以降の活動は、瀧田金左衛門家文書からしだいに明らかになってきている。常滑船の活動の概略については、以前記したことがある⁽³⁾。常滑船が種々雑多な荷物を扱える要因は、①常滑焼という地元製品を運ぶために、伊勢湾奥部にまで船が入る必要があること、②伊勢湾沿岸の各湊には生産力の高い濃尾平野・伊勢平野からの物資が集まってくること、の2点にまとめられる。

そこで本稿では、伊勢湾岸、なかでも伊勢の諸湊に着目して、具体的な荷物の移出入、湊の機能と性格について検討する。これによって「ひろ荷」の常滑船の実態がより具体的に明らかになると考える。

主に利用する瀧田金左衛門家文書は、全体は約47000点に及ぶ文書群である。流出したと思われる文書も一部あるため、本来は5万点を超す文書群だったと思われる⁽⁴⁾。その内、廻船に関わる、またはその可能性がある文書は約15000点である。

瀧田金左衛門家(以下、瀧田家)は、18世紀初頭から北条村(常滑市)に居宅を構えた家で、最大時4艘の廻船を持つ廻船主として活動し、1872年(明治5年)以降は木綿問屋も営んだ。廻船経営を示す文書としては、年代が判明するなかでは1837年(天保8年)赤穂(兵庫県)の竹島屋五郎兵衛との間でとり交わした仕切状⁽⁵⁾が最も古い文書と思われる。廻船経営から撤退した

のは1885年(明治18年)ごろである。

1. 伊勢における瀧田家の取引動向

瀧田家の廻船経営のなかで伊勢との関係を示す文書は2700点以上を数える。この中には、伊勢の湊に滞在中の船頭への書状や伊勢の商人が荷物や金銭の届先に指定されている書面などが100点ほど含まれる。

それを除いた約2600点が直接瀧田家または瀧田家の船頭と伊勢の商人との間でやりとりされた文書である。それを湊・相手別にまとめたのが【表1】である。この中にも、廻船の活動とは直接関係なく消費物資の購入に関わる請求書・領収書などもある。廻船に直接関わる文書の中でも、複数の仕切状をまとめて精算するために作成される目録もある。したがって、文書の点数の多少が、取引の回数や重要性を示すわけではないが、大まかな動向をつかむには有効であると考えられる。【表1】にある場所などは参考地図で示した。

【表1】からは以下のようなことが指摘できる。

- ①文書のやりとりが確認できる商人の大多数が伊勢北部に所在する。
- ②それに対して、一志郡以南の商人とはとくに密接な関係はない。
- ③伊勢北部の中では、桑名・四日市の商人との間で交わされた文書が圧倒的に多く、全体の約8割を占める。
- ④伊勢北部においては、桑名・四日市以外の地域、具体的には長島(桑名市)から寺家(鈴鹿市)までに所在する商人と広く取引関係を有する。

これらの点から、瀧田家の廻船経営にとって伊勢北部が重要な地域であったと推測される。そこでの商人との関係は、湊の

特徴を示すとともに、瀧田家の廻船経営のあり方も表していると考えられる。

2. 諸湊の商人と瀧田家

前章で整理した伊勢の各湊について、相手商人や取引を具体的に検討する。ただし、伊勢での活動拠点である桑名・四日市については次章で扱うこととする。

(1) 桑名・朝明・三重郡の湊

①長島

長島は、木曾川と長良川・揖斐川に囲まれた輪中地帯である。木曾三川の河口部にあたり、古くから川・海での活動がさかんだった地域として知られる。なかでも、大島は船番所の高札や大灯明が設置され、長島藩の重要な湊として位置づけられた。廻船業や商業を営む者も多かったといわれる⁽⁶⁾。

瀧田家の廻船と関係があった商人として確認できるのは2軒だけである。米屋彦七には銅銭を売却している。銅銭は主に幕末から明治初年に扱われた商品である。三輪孫右衛門は大島を拠点とする廻船問屋であり、手板が4点残されている。その手板によれば、三輪孫左衛門が扱っている荷物は、長島・岩村・苗木各藩の蔵米、苗木藩の薪木、長島藩家中の荷物、漬松茸・干大根などである。漬松茸は木曾三川の上流域、干大根は同下流域からの荷物であろう。

文書の残り方やその内容から、瀧田家の廻船にとって、長島は民間の物資ではなく長島藩や木曾三川上流の諸藩の荷物を主に扱う湊であったと考えられる。

②松寺

松寺(四日市市)は朝明川下流に位置し、東海道に沿って集落が形成された村である。酒造業がさかんで、毎年酒が伊勢神宮

表 1 瀧田家の伊勢における取引相手一覧

郡	相手地域	地域点数	相手	相手点数				
桑名郡	長島	10	米屋彦七	2				
			三輪孫右衛門	8				
	桑名	862	井田屋伝七	1				
			魚問屋一右衛門	2				
			魚屋金蔵	1				
			内田忠四郎	147				
			内海屋(諸戸)清太夫	7				
			内海屋(諸戸)清六	23				
			江戸屋武右衛門	3				
			大沢松三郎	1				
			大津屋伝八	5				
			尾張屋長蔵	8				
			米屋清吉	1				
			米屋茂吉	3				
			紺屋惣三郎	1				
			佐々部茂左衛門	2				
			佐藤孫右衛門	77				
			しま屋半[]	1				
			下里勘右衛門	12				
			新下里庄蔵	1				
			下里恒蔵	3				
			下里貞吉	464				
			白子や	1				
			白子や吉兵衛	31				
			白子屋甚兵衛	2				
			桑名港漕運会社	7				
			高須屋作兵衛	1				
			田島屋与吉	1				
			津多屋与八	1				
			中村屋	1				
			中村屋弥三郎	2				
			藤城屋源兵衛	22				
			宝山屋治兵衛	1				
			松屋弥兵衛	1				
			村瀬	1				
			山北屋万五郎	17				
	山元屋太助	6						
	万屋友七	4						
	朝明郡	松寺	1	車屋清助	1			
		富田	55	治左衛門	1			
	油屋伊兵衛			2				
桑名郡	朝明郡	富田	55	油屋平次郎	39			
				米屋紋左衛門	11			
				中野屋五兵衛	1			
				平田佐助	1			
	三重郡	四日市	1249	吉蔵	1			
				伊倉屋喜兵衛	3			
				市屋武右衛門	1			
				大野屋与六	4			
				釜屋喜六/文助	8			
				亀甲屋佐次郎	5			
				徳田屋佐助	1			
				徳田屋(田中)武兵衛/茂七	1197			
				中島文五郎	6			
				允平九	1			
				水谷孫左衛門	1			
				山七屋宗七	8			
				山中伝四郎	4			
				吉田千九郎	5			
				万屋卯助	1			
				割木屋久蔵	3			
				楠	3	坂倉勘三郎	3	
				河曲郡	長太	11	市郎兵衛	1
							池口吉郎右衛門	1
							小浜与平次	3
	ささや忠五郎	1						
	橋本松兵衛	1						
	服部庄兵衛	1						
	浜西茂助	2						
	見取八	1						
	箕田	31	伊坂市太郎		14			
			伊坂宇兵衛		1			
			伊坂十兵衛		1			
			酒屋(森田)権四郎		2			
			杉岡宇右衛門		5			
			炭屋せ[]		1			
			玉井伝次郎		3			
			宮崎彦五郎		1			
			森岡治右衛門		3			
	若松	106	油会所	3				
			油倉五	1				
			天野権兵衛	1				

郡	相手地域	地域点数	相手	相手点数
河曲郡	若松	106	伊藤伊三郎	1
			伊藤喜右衛門	1
			伊藤小兵衛	1
			伊藤三次郎	22
			加藤五左衛門	1
			小玉屋弥四郎	25
			舎・西条	4
			鈴木多蔵	1
			樽屋利八	1
			日野屋九兵衛	7
			松浦利[]	1
			三代屋伊三郎	3
			山中米蔵	32
	渡辺七左衛門	1		
	岸岡	11	儀賀	2
			谷口彦三郎	9
	奄芸郡	白子	27	油屋(伊達)忠七
油屋仁左衛門				1
河合仁平次				24
寺家		2	酒屋(長谷川)	2
安濃郡	津	177	阿部屋重蔵	1
			伊賀屋源七	5
			小木曾六兵衛	12
			川岸会所	1
			川喜田四郎兵衛	5
			芝原六郎右衛門	9

郡	相手地域	地域点数	相手	相手点数
安濃郡	津	177	島屋嘉平次	1
			島屋清吉	22
			関屋(田中)林助	111
			名越九十郎	7
			布袋屋宇兵衛	2
			淀屋安之助	1
			一志郡	矢野
住田屋(内田)豊吉	1			
松崎	7	籠屋金次郎		1
		松島吉右衛門		6
飯高郡	大口	7	網屋甚兵衛	1
			瓶屋七郎右衛門	5
			下倉五郎兵衛	1
	松坂	3	早屋(勝村)彦右衛門	3
	度会郡	大湊	5	楠木六郎兵衛
本村屋次郎兵衛				3
山田		29	高木長蔵	1
			竹谷儀助	1
			中津藤吉	22
			中西治助	1
			馬瀬屋太郎兵衛	3
			△・山一	1
不明		5	要助	1
			伊藤	1
			魚屋元吉	1
			のふ傳	2

※数字は伝来する文書の点数

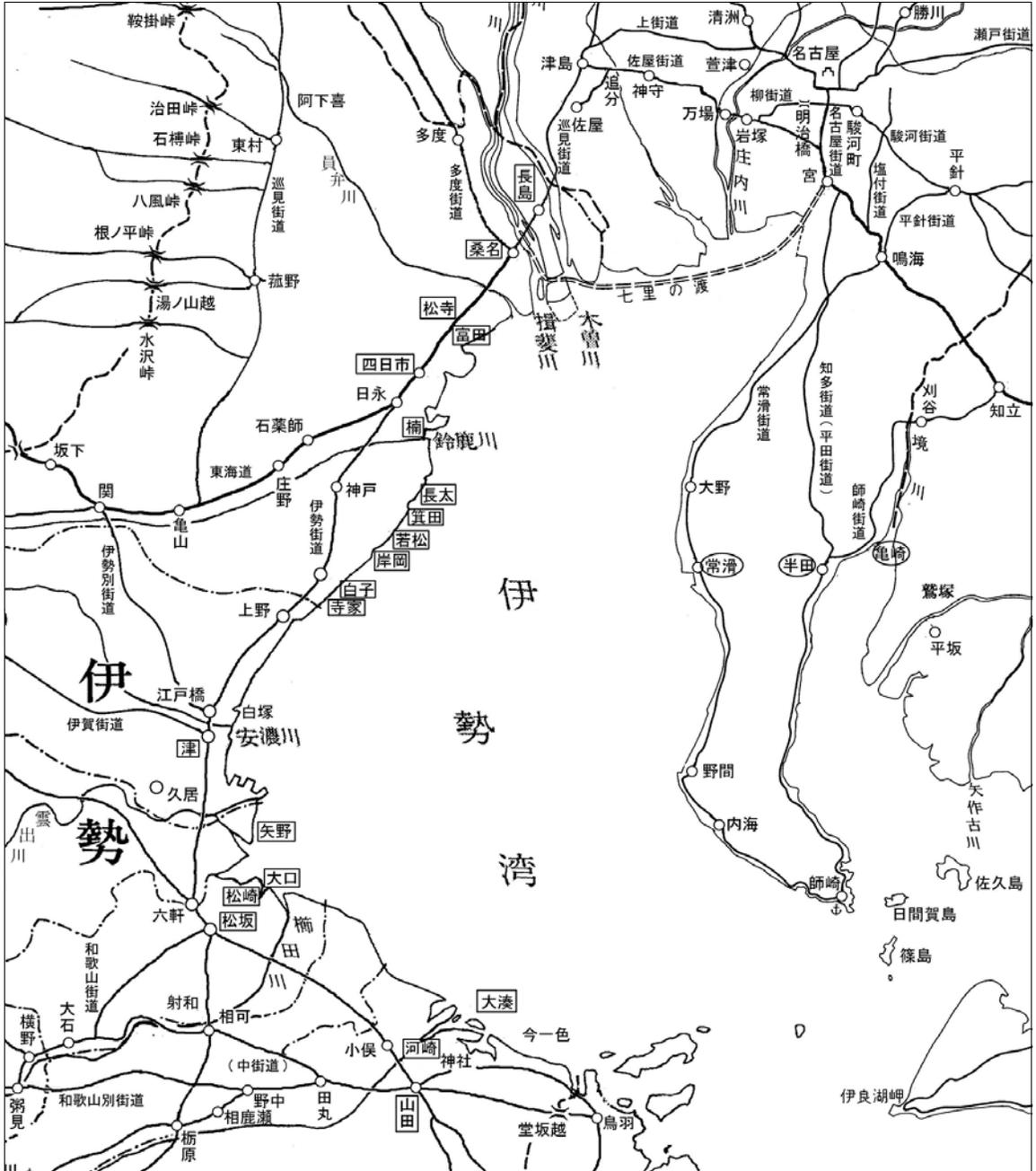
に奉納されるといわれる。ここでは1876年(明治9年)車屋清助から忍米62俵を買い付けた文書があるのみである。松寺自体は海・川に面していないため湊というより富田に連なる地として取引相手が所在していたと考えられる。

③富田・富田一色

富田(四日市市)は伊勢平氏の拠点として知られる土地であるが、江戸時代には内陸の西富田村と海岸に面した東富田村とに分かれ、いずれも東海道に面し町場化が進

んだ。とくに東富田は桑名宿と四日市宿の間の立場であり、茶屋で出される焼蛤は東海道の名物の一つであった。舟役・浦役・塩役・網役を勤めていることから、漁業とともに船持が存在していたことが推測され、ここには船会所もあった。

富田一色(四日市市)はもとは東富田村の枝郷であり、慶安期の郷帳にはすでに東富田村とは別に石高が記されている。朝明川最下流の洲の上に位置し、近江に通じる八風街道が通る。運河(堀川)と道路・橋



参考地図 (□は本稿でとりあげた伊勢の湊 / ○は本稿に出てくる主な場所)

『角川日本地名大辞典』愛知県、三重県に収録の近世交通図をもとに加筆修正。

が整備され、大矢知村(四日市市)に置かれた忍藩の陣屋から年貢米が輸送された。1825年(文政8年)には、五十集船11・小五十集船2・漁船3・瀬取船6・小船43が

村内にあった。江戸時代末期には江戸とを往復する千石船もあったといわれる。

富田・富田一色で瀧田家と関係ある商人は6軒存在する。その内、印文などで富田

一色居住であることがわかるのは、油屋伊兵衛・平田佐助・中野屋五兵衛の3軒である。6軒の中では、油屋平次郎と交わされた文書が多数伝来する。油屋平次郎は屋号のとおり油を扱う問屋であり、商号は全である。全印の油を瀧田家の廻船は数多く扱っている。油屋伊兵衛も油を扱う。富田が油類の流通の拠点であり、富田やその周辺に油生産地が展開していたことが推測される。

油屋平次郎に次いで文書が多い米屋紋左衛門は麻・塩・糠などを扱っている。塩は平田佐助・中野屋五兵衛も扱っている。

④楠

楠(四日市市)は鈴鹿川河口の三角州上に位置する複数の村・新田から成る地域である。遠浅の浜で船の碇泊には不向きだったといわれる。【表1】に名前がみえる坂倉勘三郎は、北五味塚村に居を構える1790年(寛政2年)創業の酒造家である。

坂倉勘三郎は瀧田家に、1867年(慶応3年)6月の分一・瀬取賃などの経費の領収書を発行している。この時に積んだ酒は25駄(50樽)、このなかの5駄(10樽)は、浦賀(神奈川県)の江戸屋六兵衛に運賃積で届けられたことが判明する。

(2) 河曲・奄芸郡の湊

①長太

長太(鈴鹿市)は鈴鹿川河口にあり、15世紀には関の設置をめぐる争論が起きるなど、伊勢湾の重要な湊と考えられていた。江戸時代には北長太村と南長太村に分かれ、北長太村は1726年(享保11年)以降紀州藩・西条藩領、南長太村は1651年(慶安4年)以降神戸藩領である。神戸藩領では南長太が唯一の湊であり、各村の年貢米

は南長太の浜御蔵に集められ江戸に廻漕された。

長太では取引相手が8名確認でき、扱っている商品はすべて酒・焼酎類である。1850年(嘉永3年)7月の「宝周丸與惣左衛門船荷物積手板」(小浜与平次作成)⁽⁷⁾からは、しら瀧・末吉・貫などの銘柄の酒、⊕・無印の焼酎、杉印・無印の生酎が、江戸の下り酒問屋に運ばれたことがわかる。伊勢は下り酒11か国に含まれ、長太はその出荷地の一つであった。1882年(明治15年)京都で開かれた酒税減額を求める酒屋会議にも北長太から真田徳左衛門が出席したという。幕末から明治にかけての伊勢酒造業の中心地の一つと考えられる。

②箕田

箕田(鈴鹿市)は鈴鹿川の下流域に位置し、江戸時代には上箕田・中箕田・下箕田の3か村に分かれていた。箕田では9軒の取引相手が確認でき、中心となる荷物は酒である。9軒の内、伊坂市太郎・伊坂宇兵衛・杉岡宇右衛門・玉井伝次郎・酒屋(森田)権四郎の5軒が酒を扱う。その他は、伊坂十兵衛が糠を、「炭せ」が油を扱っている。杉岡宇右衛門・玉井伝次郎は酒・油両方を商うようである。宮崎彦五郎・森岡治右衛門は瀬取賃や分一の受け渡しがあるだけなので、廻船問屋の役割を果たしていたと思われる。

箕田において酒荷物の扱いの中心となったのは伊坂市太郎である。伊坂宇兵衛も一統または手代と推測される。伊坂市太郎は、印文には「諸荷物積問屋・伊坂廻船店」とあり、それと同時に「酒造店」も自称する。つまり酒造家でもあり、廻船問屋でもある。また、江戸には伊坂市右衛門の名義で下り酒問屋を持つ。伊坂市太郎が作成した手板

が5点あり、さまざまな銘柄が江戸の下り酒問屋に運ばれていることがわかる。下箕田からも1882年(明治15年)の酒屋会議に矢田新五郎が参加している。

③若松

若松(鈴鹿市)は金沢川の下流域に位置し、伊勢湾に面した砂浜上に成立した集落である。中世から船や水主が徴発されたり、関が設置されるなど、伊勢湾西側の重要な湊であった。

江戸時代には北若松・中若松・南若松の3か村に分かれ、1636年(寛永13年)以降はいずれも亀山藩領であった。3か村の中で湊として機能したのは南若松村であった。亀山藩は金沢川河口の千代崎を整備し、藩米の積出を行うとともに、荷物の出入を管理する役所を置いたといわれる。しかし、一般の人・荷物を扱う船着場は千代崎から400メートルほど北にある南若松であり、廻船問屋や宿屋などが軒を並べた。その後、地盤沈下や海水による浸食、1870年(明治3年)、1889年(明治22年)の暴風雨による被害などで、船着場も衰微、水没し、1890年(明治23年)には沿岸部の集落は高台に移転した。18世紀半ば、南若松には750～800石積の江戸廻船が7艘、河崎(伊勢市)や吉田(豊橋市)とを結ぶ60～130石積の船13艘があり、南若松周辺では、他に北若松に9艘、中若松に1艘、岸岡村(鈴鹿市)に江戸廻船1艘(750石積)があった。

若松で瀧田家との関係が確認できる商人は17軒である。なかでも伊藤三次郎・山中米蔵・小玉屋弥四郎との関係が深いことが推測される。

瀧田家の廻船からみると、湊としての若松には2つの面がある。一つは買積荷物の

取引をする湊という面である。上記の3軒の商人との間で交わされる文書の大部分は仕切状である。廻船が若松の商人に売却する商品は、東北・関東産の麦・大豆・小豆・魚肥、買い入れる商品は亀山藩領・津藩領の米である。こうした荷物に関しては若松が売買の場として機能していたことがわかる。

もう一つは、地元産品の出荷地という面である。酒・水油は若松周辺で生産され、ここから運賃積で江戸方面へ運ばれている。酒造家としては天野権兵衛・伊藤伊三郎・伊藤喜右衛門・日野屋九兵衛らの名がみえる。また、日野屋が扱った荷物の中には「亀屋」を名乗る酒造家の荷物もあった。天野権兵衛は1882年(明治15年)の酒屋大会にも出席した酒造家である。また、油会所が設立されていたこともわかる。

瀧田家と若松の商人との関係は、1877年(明治10年)以降は確認できない。先に述べた自然条件に起因する若松の衰退による可能性もあろう。

④岸岡

岸岡(鈴鹿市)は金沢川に田古知川が合流する地点の南側に位置し、若松に隣接する。ここで瀧田家との関係が確認されるのは、儀賀・谷口彦三郎の2軒である。この2軒はともに酒造家であったと思われ、酒の分一などが計上されている。

⑤白子

白子(鈴鹿市)は堀切川河口に位置し、中世後期から栄えた湊である。1619年(元和5年)に紀州藩領となり、藩主別邸や代官所が置かれ紀州藩白子領の中心であった。伊勢・尾張・三河の木綿の江戸への積出地であり、江戸木綿問屋の大伝馬町組・白子組に所属する廻船も多数存在した。ま

た、紀州藩の廻米も白子から積み出された。明和期には干鰯問屋仲間が形成されていたことも知られる⁽⁸⁾。

瀧田家には白子との関係を表す文書 27 点が残る。その大部分は河合仁平次とのものである。河合仁平次は大伝馬町組の廻船問屋であり、遅くとも 1789 年(寛政元年)以降は廻船も所有していた。また、干鰯問屋仲間の一員でもあり、白子を代表する商人の 1 人であった。

河合仁平次が買積で扱う商品として仕切状で確認できるのは、移出品が米、移入品が小麦・大麦・大豆・干鰯・メ粕などである。雑穀類は八戸(青森県)・仙台(宮城県)などの東北産、干鰯・メ粕類は鹿嶋(茨城県)・飯岡(千葉県旭市)など関東産が中心である。

河合仁平次が瀧田金左衛門に宛てた書状に次のようなものがある。

【史料 1】⁽⁹⁾

益御安康可被遊珍重之御儀奉存候、然_者御船玉様御都合宜敷御入船被遊、目出度御儀_ニ奉存候、扱御積入品々当地様子申上候様被仰付、毎々御鼈履御引立被成下、万々難有奉存候、扱当地之儀大ツ類一向入船無少候得共、ミそとんと不売_ニ御座候趣、尺々敷望人無之、口切今日見当左_ニ、九斗三升五合_ハ四升くらい可有之哉奉存候、依之只今_ハ欠合_ニ遣し三升五合くらい相捌申候ハ、明朝早速うり付可申上候間、此段宜御承引被遊可被下候
一竹林麦之儀、カレ代呂物ミ世口通りならハ石壺斗くらい付口申居候得共、一段ト取メ之儀も無之故、尾張物引格_ニ押レ尺々敷買取り不申、酒眼前少々人氣宜敷方_ニ御座候間、いつれ_ニも多少相捌可申

候間、貴地御模様_ニて急々御沙汰可被下候様奉願上候、肥し物之儀一向船間_ニ御座候得共、此頃中雨天続_ニ御座候間、売口も不宜旁々思敷望人無少御座候、則

一亀山米 十八俵
一神戸米 十八俵六分
一津御切手 十九俵式分
一久居 十九俵六分
一八戸大ツ 両三日跡取組
九斗壺升
其跡相人なく候へ_者
九斗式升_ハ五合

一南部・仙代大ツ 九斗三四升
一上州大ツ 石三四升
一竹林麦 石壺斗くらい
一内海 なし
一飯岡・飯貝根メカス 十八貫_ハ段々
一本場新カス・白大羽カス
十七貫_ハ式百

一本場寒引
二九四入 式俵八九分
庭升十はい七八九_ハ分
一九十同
二九三入 四俵六七分_ハ
庭升十壺_ハ五合

右之通_ニ御座候間、御勘考被成下、御用向被仰付可被下候様奉願上候、先_者右之段申上度、早々以上

五月十三日 河合仁平次
瀧田金左衛門様

【史料 1】では、大豆・麦・酒・肥物の取引の様子が、河合仁平次から四日市滞在中の瀧田金左衛門に示されている。大豆は、入船がなく入荷もないけれども買い手となる味噌屋も味噌の売れ行きが悪いため購入希望者がなく、値段交渉に苦心しているこ

とがわかる。後半の相場書からは、正米の亀山米・神戸米・久居米、延米(先物取引)の津米、八戸・南部・仙台・上州の大豆、内海(江戸湾内)・飯岡・飯貝根(千葉県銚子市)・本場のメ粕、本場・九十の干鰯の相場が記されている。「本場」も「九十」もそれぞれ房総半島九十九里浜の一部エリアを指す。河合仁平次のその他の相場書には、西国・北国の大豆、小豆、小麦、赤穂・斎田の塩などが取り上げられている。これらの商品が、白子の主な移出入品だったと考えられる。

その他、瀧田家の廻船が白子で木綿を積み込んでいることを示す文書が2点ある⁽¹⁰⁾。木綿荷物の問料や蔵敷の請求書である。1856年(安政3年)または1868年(明治元年)の「辰」年の文書と思われる。いずれにしても株仲間再興以降である。この事例だけではなく、後に表で内容をまとめた手板にも、木綿の記載がある。瀧田家の廻船が木綿を積むことはとくに珍しいことではなかった。本来、瀧田家の廻船には木綿を積むことが認められていないはずである。しかし、幕末期になると木綿の流通体制も原則が徹底されない状況になっていることがうかがえる。

白子湊については、19世紀以降衰退傾向にあり、1854年(安政元年)の地震で大きな被害を受けたとされる。しかし、瀧田家との関係をみる限り、安政の地震以降も取引は続き、幕末に至る。明治以降の取引が確認できないのは、白子湊、白子の個々の商人、瀧田家の船の三者のどの事情によるものなのか、他の事例と合わせて検討する必要がある。

⑥寺家

寺家は堀切川河口に位置し、もとは白子

村の枝郷であり、正保年間に分村した。白子村と並ぶ伊勢型紙の産地であった。寺家の酒屋(長谷川)七郎右衛門から若松の伊藤三次郎への米の売付が2点がある。伊藤三次郎への米の売付は白子の油屋(伊達)忠七からも出されている。

(3) 安濃郡の湊

安濃郡で瀧田家と関係が確認できる湊は津だけである。津(安濃津)は中世には日本三湊の一つといわれるほど繁栄したが、明応の地震により壊滅的な被害を受けたといわれる。江戸時代になると、津藩の城下町となり藤堂高虎により城下町が形成された。元和期に岩田川から北に向けて堀川が開削され⁽¹¹⁾荷船の停泊・荷役場となった。岩田川河口の贅崎には、1809年(文化6年)に常夜灯が設置され、1859年(安政6年)商船が常時碇泊できるようにするため新堀が開削され、人家も入津する船も増加した。

津では12軒の商人との関係が確認できる。この内、関屋(田中)林助は1881年(明治14年)以降、小木曾六兵衛は1876年(明治9年)以降に関係が確認される新しい取引相手である。この2軒以外では、鳥屋清吉が近世・近代を通しての関係が確認できるが、その他の商人とは明治以降になると関係が確認できない。白子と同様、湊の性格の変化を推測させる。

瀧田家との関係において津が特徴的なのは、買積による取引がその中心となることである。運賃積の事例としては酒・茶・水油の数例のみである。津で扱われる買積荷物は、移入品が麦・大豆・小豆・魚肥、移出品が米・糠である。移入品の多くは東北・関東産である。しかし、近代以降の取引が多いこともあり干鰯・メ粕でも佐伯(大分

県)・樽前(北海道)、あるいは北海道産の鮭粕など、関東・東北産以外の荷物が多いことも特徴の一つである。

(4) 一志・飯高・度会郡の湊

①矢野

矢野(津市)は雲出川河口の三角州で、15世紀末には伊勢湾沿岸の重要な湊の一つであり、伊勢神宮や北畠氏などの関が設置された。江戸時代には、雲出川と伊勢湾の結節点となり、上流域や大和・伊賀からは木材・薪・綿などが、上流へは魚介や塩・肥料などの消費物資が運ばれた。河岸には納屋が並び、江戸や松坂・津へ荷物が運ばれた。紀州藩直営の納屋もあり、雲出川沿いにある紀州藩領の年貢がいったんここに集められ、白子へ運ばれた。

矢野では、1858年(安政5年)10月付の仕切状で⁽¹²⁾、今村勘左衛門に八戸メ粕を売却していることが確認できる。今村勘左衛門は、現在まで続く酒造家である。1860年(万延元年)創業とされるので、酒造業を始める直前の経営を示す文書である。

矢野でもう1軒確認できるのは住田屋豊吉である。これは内海の内田佐七家の出店で、安政期に開設された。文書は住田屋豊吉からの上州麻代金2両余の領収書である⁽¹³⁾。取引というより、航海に必要な物資の調達と考えられる。

②松崎

松崎(松阪市)は三渡川の河口に位置し、中世末以降の海上輸送の要衝とされる。1619年(元和5年)に紀州藩松坂領となり、紀州藩の御船蔵や年貢米を収納する御米蔵も設置された。1637年(寛永14年)には御船奉行が置かれ、船手頭・与力・大船頭・水主などが配属された。

松崎では、1878年(明治11年)12月の松島吉右衛門との取引が確認される。しかし、1872年(明治5年)10月に収納米(年貢米)の取扱に変更がある旨の松島吉右衛門からの書状⁽¹⁴⁾があることから、江戸時代から何らかの関係があったと思われる。

1878年(明治11年)12月17日付で、松島吉右衛門は一志米100俵と米(出荷地不明)20俵を瀧田家の船に売却し、その代金・諸経費の計算書を作成している。宛先は宝周丸米吉である⁽¹⁵⁾。経費としては手数料(代金の1%)の他、一志米100俵に対しては仲仕賃・川瀬取・瀬取賃、米20俵に対しては駄賃・川掛りが計上されている。一般的に、集荷から積込までの諸経費は湊ごとに規定されている。松島吉右衛門と宝周丸との取引における経費の費目の相違は、松崎への集荷や湊の運営を検討する手がかりとなろう。

③大口

大口(松阪市)は愛宕川の河口に位置する。松崎と同様1619年(元和5年)から紀州藩松坂領となった。紀州藩主の参勤交代時の出港地として利用されることもあり、紀州藩松坂領の年貢米を納める御蔵が置かれた。

大口では、瀧田家の船と関係ある商人は3名確認できる。棕呂皮・苫の送り状が、網屋甚兵衛と瓶屋七郎右衛門から各1通作成されているが、他は仕切・目録であり廻船の買積取引の相手と考えてよいであろう。小麦・大豆・小豆・メ粕が瀧田家の廻船から売却されている。

④松坂

松坂では早屋(勝村)彦右衛門から棕呂皮・苫を大量に瀧田金左衛門が購入していることがわかる。松坂は海に面していない

ため大口から積み込まれたようである。早屋彦右衛門が作成した送り状もあるが、先に述べた大口の網屋甚兵衛・瓶屋七郎右衛門の送り状は早屋彦右衛門から出た苫・棕呂皮を扱った際のものである。

⑤大湊

大湊(伊勢市)は宮川・五十鈴川の河口の三角州上に位置する。伊勢神宮への入口にあたり、神宮領からの年貢諸役輸送、参宮客などで、古くから湊として栄えた。また、近世以降は造船業がさかんになり、船大工や船鍛冶などが集住した場所でもあった。

【表1】の楠木六郎兵衛は船鍛冶であり、1858年(安政5年)建立の大湊日保見山八幡宮の常夜灯にもその名前を確認することができる⁽¹⁶⁾。瀧田家文書には1869年(明治2年)の「御船玉勘定帳」⁽¹⁷⁾が残る。これは船作事の際の釘・銚などを楠木六郎兵衛から調達した代金の勘定帳である。

【表1】に名前のあるもう1人の本村次郎兵衛からは茶壺や「取籾」を購入している。「取籾」は103樽・203樽と大量に買い付けているので、自家消費用ではないと思われるが、売却先は不明である。

⑥山田

山田(伊勢市)では、瀧田家と関係のある商人は6軒を数える。この内中津藤吉・馬瀬屋太郎兵衛・△の3軒は河崎、中西治助は船江、竹谷儀助は二軒茶屋、高木長蔵は不明である。二軒茶屋は神田村の中の地名で厳密には山田ではないが、印文で「伊勢山田二軒茶屋」と自称しているため山田に一括した。

河崎・船江・神田はいずれも伊勢外宮の北側、勢田川沿いに位置する。勢田川は「諸州運漕ノ買船湊集シテ米穀柴薪魚塩菜蔬ノ

供スル処甚繁盛ナリ」⁽¹⁸⁾、河崎は「人家櫛比シ船舶輻輳ノ地タリ」⁽¹⁹⁾、船江は「勢田河ノ水涯ニ居シテ航船ノ湊集スル処ナリ」⁽²⁰⁾と記され、山田での消費物資の搬入口、海から伊勢神宮への参詣路となる湊として栄えた。

しかし、瀧田家の廻船は山田に消費物資を供給したわけではない。瀧田家では中津藤吉・中西治助・竹谷儀助から材木を購入している。この材木は船・家屋両方に利用されているようである。瀧田家の廻船は常滑の大工伊藤金平の下で新造・修繕されていることが多い。河崎は大湊の船大工にとっても木材供給地であり⁽²¹⁾、同じように船作事に必要な木材を常滑まで運んだ可能性もある。

山田の商人のなかで取引相手といえるのは馬瀬屋太郎兵衛だけである。取引が確認できるのは1867年(慶応3年)3月の1回のみで、この時瀧田家の廻船は馬瀬屋に関東産の干鰯・メ粕600俵を売却している⁽²²⁾。

3. 桑名と四日市

伊勢の商人との間で交わされた文書約2600点の内、桑名は860点で全体の約1/3、四日市は1247点で半数近くを占める。それだけ湊としての重要性も高く、そこで瀧田家の廻船の活動も多様であることが推測される。ここではその両湊の商人や活動について具体的に検討する。

(1) 桑名

桑名は木曾・長良・揖斐の木曾三川の河口に位置し、中世以来湊として栄えてきた。戦国期には「十楽の津」といわれ、自由に取りがける自治都市として発展した。陸路でも八風街道などで近江との結び付きも

深かった。しかし、織田信長と長島一向一揆との戦いのなかで大きな被害を受け、江戸時代になり桑名藩主本多家のもとで城下町が整備された。

船の碇泊は桑名城下への北の出入り口となる川口町から町屋川河口までの7町10間に及ぶが、船着き場となるのは川口町であった。川口町は東海道七里の渡しの乗降場であると同時に、風もなく大型の船の繫留に適していた。川口町の西に続く船馬町、南に続く片町などが実際の荷物を扱う河岸であり、蔵が建ち並んだ。船馬町には船番所も設置された。

桑名は木曾三川上流の美濃にとっては必要不可欠な湊であった。米を筆頭に美濃の産品が桑名に集まり、美濃で必要とされる生活物資は桑名から川船で運ばれた。桑名に集まる米を取り引きするため1784年(天明4年)に米会所が設置され、近代まで取引が続いた。

桑名は河口部にあるメリットを活かして繁栄した湊であったが、反対に土砂が堆積しやすく水深不足になりがちであるというデメリットもあった。近代港湾としての整備が行われず、鉄道の開通などの条件も加わり、明治半ば以降港としては衰退するといわれる。

瀧田家と関係する桑名の商人は36軒確認できる。この中には、内海屋(諸戸)清太夫・清六や下里勘右衛門・貞吉ほかなど同族の商人も存在する。諸戸家は、長島に近い西外面村(桑名市)が郷里で、加路戸新田(木曾岬町)の庄屋を勤め、江戸時代末に塩の取引で負債を抱えて桑名に出たといわれる。下里家は三崎(中世桑名の中心地)の地侍から出た三十六家の一つといわれ、16世紀には滝川一益に仕え、16世紀

末には海運業にも乗り出し、その後江戸町の町年寄を勤めたという。桑名下里家からは、大垣(岐阜県)・鳴海(名古屋市緑区)にそれぞれ分家が出た。鳴海の下郷家では出自は熊野の下里村(和歌山県那智勝浦町)と伝える⁽²³⁾。

桑名の36軒の中では、下里一統、内田忠四郎、佐藤孫右衛門、内海屋一統が、とくに関係が深いと考えられる商人である。この4系統の商人が瀧田家にとって桑名での活動を支える存在であるが、瀧田家との関係のあり方はそれぞれ異なる。

この4系統の商人はいずれも、江戸時代から瀧田家との取引関係がある。しかし、内田忠四郎・佐藤孫右衛門との関係を示す文書の大部分は江戸時代のものであり、明治10年代になると関係はほとんど途絶える。反対に、江戸時代は関係がそれほど深くはみえないが、明治以降の桑名での取引の大半を占めるのが下里一統である。下里一統は明治期の瀧田家の廻船経営全体を支えた商人の一つということもできる。内海屋は先にも述べたように江戸時代末期に桑名に出てきた商人であるが、瀧田家との関係のなかでは1858年(安政5年)3月と推測される仕切状・目録⁽²⁴⁾が最も古い取引を示す文書である。

また、内海屋一統、下里一統は買積取引を主とする。反対に、佐藤孫右衛門は原則的に運賃積を仲介する廻船問屋として瀧田家の廻船との関係を結んでいる。内田忠四郎はこの中間で、買積取引と運賃積の荷扱の両方を行う。

その他、商売上の関係がある商人としては、魚問屋一右衛門(塩鮭、以下括弧内は取扱商品)、米屋茂吉(油)、高須屋作兵衛(干鰯)、田島屋与吉(米)、山北屋万五郎(油・

糠)などがあげられる。

桑名において買積で扱われる荷物は他の湊と同様、米(移出)と麦・大豆・小豆・魚肥・種粕(移入)である。ただし、後でもみるように米の種類(出荷地)の多様さは類を見ない。魚問屋一右衛門が塩鮭を買い入れているのは魚の取引がさかんだった桑名ならではの取引かもしれない。

また、桑名では運賃積の比率が高い。先にも述べたように江戸時代の運賃積の扱いは佐藤孫右衛門・内田忠四郎を中心であったが、明治期にはしだいにその名前が見られなくなる。しかし、遅くとも1875年(明治8年)には桑名湊漕運会社が従来の廻船問屋の業務を行っていることがわかる⁽²⁵⁾。この会社の設立経緯やメンバーは現在のところ判明しないが、桑名湊の近代化を考える材料となる可能性がある。

さらに、四日市も含めて他の湊と比較して、桑名湊の特性と思われることが2点ある。一つは仲仕やその他の荷役などに使う人足を専門に扱う商人がいることである。白子屋吉兵衛や藤城屋源兵衛がこれにあたる。この両者が瀧田家に出した文書は人足賃や飯米代の請求書・領収書である。廻船問屋の機能を持つ商人であれば、分一や瀬取賃など荷物の取扱全体に関わる経費が計上されるが、白子屋吉兵衛・藤城屋源兵衛は人足に直接関わる経費のみを計上している。人足派遣業として機能していたと思われる。

もう一つは、蕨や油など船内の消耗品を扱っている商人が複数存在することである。大津屋伝八・尾張屋長蔵・山元屋太助などがこれにあたる。紺屋惣三郎のように帆の染色を行っている商人もいる。

湊内での役割の分化や多様な商人の存在

が桑名湊の特徴と考えることができよう。また、積出の際の経費も、分一・川役・仲仕賃・瀬取賃と定型化している。このような湊のあり方は、桑名が古くからの湊であり、商業地としての歴史から生み出されてきたものであろう。

(2) 四日市

四日市は、若松や安濃津(津)などと同様、15世紀後半には伊勢湾の海上交通の要衝の「四箇市庭浦」として史料上に登場する。また、16世紀半ばには四日市に所属する廻船5艘が大湊に入港している。四日市はこの時代伊勢湾西側を代表する湊であり、廻船の拠点であったといえよう。

四日市湊では、江戸時代初めには三滝川と阿瀬知川が合流して海に注ぐ地点のすぐ南側の洲が「舟場」であり、両川の合流点から阿瀬知川をやや入ったあたりが船溜になっていた。その後、新田開発と土砂の堆積により地形が変わり、阿瀬知川の瀬替などを行い、港湾の整備を行った。海岸沿いに形成された洲に守られた納屋町・蔵町などに商人の蔵が建ち並んだといわれる。しかし、四日市湊は1854年(安政元年)に起こった2度の地震で水深が浅くなり、船の通航が困難になったため、1873年(明治6年)から稲葉三右衛門の発案により港湾整備が行われ、約10年をかけて完成した⁽²⁶⁾。

瀧田家との関係が確認できる四日市の商人は16軒を数えるが、文書の点数では徳田屋(田中)武兵衛が四日市全体の約95%を占める。瀧田家の廻船にとっては、四日市での活動は徳田屋武兵衛との取引とほぼ合致するといってもよいほどである。徳田屋武兵衛は、浜町に居を構え、18世紀末には「諸国廻船干鯛問屋」としてその名が

確認できる。その後蔵町にも支店を設け、さらに1880年代には函館(北海道)にも支店を開いた。函館に出店した田中武兵衛は1859年(安政6年)生まれで、県会議員や四日市参事会員を務め、濃勢鉄道敷設や四日市港埋立工事の請願、四日市商業会議所の設立にも関与した明治の四日市財界の中心人物であった⁽²⁷⁾。瀧田家と関係があったのは、この武兵衛とその先代武兵衛になる。

徳田屋武兵衛は買積も運賃積も行う。買積の取引において、徳田屋武兵衛が瀧田家の廻船に売却するのは、米・糠・水油・繰綿・古綿・酢・酒など、瀧田家の廻船から購入するのは、小麦・大豆・小豆・種粕・真粉粕(綿実粕)・胡麻粕・魚肥(干鰯・メ粕・鮪粕・鰹粕・イカナゴ粕)・魚油・鰹節・麻・綿実・砂糖などである。徳田屋武兵衛とは取引件数が多いので荷物の種類も多いが、米を移出して雑穀・魚肥類を移入するのが買積の大部分を占めることは、津・桑名などと同様である。

徳田屋武兵衛以外では、瀧田家の取引相手には四日市の油買継問屋が名前を連ねている。具体的には、伊倉屋喜兵衛・中島文五郎・水谷孫左衛門・山七屋宗七・山中伝四郎・吉田千九郎である。この6軒との間に交わされた文書は、油の送り状と代金・運賃に関する書類、船の自家消費用と思われる少量の油の売買に関する書類である。油が四日市からの重要な移出品の一つであったことが読み取れる。

ここに名前のある6軒は1854年(安政元年)に再興された油買継問屋仲間である。水谷孫左衛門は再興時に新たに加入した問屋、他の5軒は株仲間解散以前から仲間を結成していた問屋5軒である。しかし、同

じように水油を扱っている釜屋喜六は、仲間に参加していない。再興された仲間が油類を独占的に扱えていなかったことがわかる。

その他の四日市の商人では、大野屋与六が菴など、亀甲屋佐次郎が棕呂皮などを扱っている程度である。桑名のような人足を専門に扱う問屋の存在も文書からは確認できない。商人の機能分化は進んでいなかったようである。

四日市湊は江戸時代前期にいったん衰退したものの、18世紀以降再び活況を呈するようになったといわれる⁽²⁸⁾。1801年(享和元年)には約1500世帯が居住し、その内商家が400軒、その約1割の39軒が干鰯商人であった。しかし、400軒のなかには船問屋・廻船問屋が単独で書き上げられていない。湊に出入りする船や荷物を差配する船問屋の業務に重点を置く商人がいるのではなく、先にみた徳田屋武兵衛が「諸国廻船干鰯問屋」であったように、荷物を扱う商人が船問屋を兼ねるといった可能性がある。

湊の利用や荷物の出入に関する経費も、桑名のような川役や分一が計上されている様子が見受けられない。四日市の商人たちは幕末期に湊の整備のために川役銭を増額して徴収システムを再整備するための願書を信楽代官所に提出した。

【史料2】⁽²⁹⁾

乍恐以書付奉願上候

勢州三重郡四日市役人共奉申上候、当所浜手之方諸商内諸国廻船取引仕候_付而者、出入船荷物水上積入場所湊堀浚普請等度々不致候_ハ而者難相成、右入用為助成川役_与唱へ、入船之分大船五百石以上銭三百文、五百石

已下錢二百文、五十集船八拾石以上錢百文、八拾石以下錢五拾文、鵜飼船錢七拾式文、其外船々右引格_二准し前々_一を請取来、右請取候もの人物見立為受負、壹ヶ年金拾式兩ツ、船問屋預り置、前書普請入用_二遣払、其時々不足相成候分船問屋方_二取替置、割賦等_二致候義仕来候得共、取上候川役錢_二前々_一の不足相立候儀_二度々仕法構相繕、右を以取賄仕候得共不行足、猶去ル亥年震災以來地下り相成り、其後再三津波高波_二湊模様相変、出入船通路難出来_二付、去々亥年中湊堀割川口南北_一砂留杭・猿尾長六拾間、油樽_一石詰を以船通路自在相成候様普請仕候処、入用金六百兩余相掛、乍恐右_者無余儀次第_二取計候儀、此後普請殘多分有之、且荷揚場震災之節震下り候儘_二石積普請不致候ハ_一難相成、然上_者是迄之川役錢_二迎も取賄方難出来候_二付_一者、川役湊錢取立之義_者最寄桑名・津・名古屋、猶其外_二も、入船_者其船之積石数見積、出船之義_茂積荷物_二応し役錢請取候義_二當所之義も右同様請取候_者当然之義_二奉存候へ共、前々_一を仕来之儀_二付無其儀打過罷在候へ共、右体入用金出方無之借財_与相成、其上前々之入用不足仕法講取繕仕払仕候儀_者、年来右役錢不受取故之義_二付、外浦之湊役錢取立之模様承候へ_者、畢竟是迄取後罷在候義、依_而者最寄桑名其外_二准シ請取度奉存候間承糺候処、名古屋之義_者五六拾ヶ年已前_一を相始メ候_而、此外之義_者起立不相弁候得共、当時川役湊錢別紙之通取立来候段申之候儀_二御座候間、當所之義も右_二准向後相改、川役湊錢増受取仕度奉存候、尤請取方之義_者是又別紙を以奉書上候、依_而者右之趣出入船方荷物取引先_一申談候処、何れも故障無之旨申之候間、此段奉願上候、右之通以來取立借財濟方仕法見

繕も相付候ハ、猶堀割砂取之場等も石積_二いたし、船之通路_者勿論、囿方弁利都合_二相成候様仕度、尤右取立錢之義_者湊懸り入用之外遣払候義_者決_而不仕、往々見込通船之便利能湊_与仕度、左候ハ、諸商人共繁榮之基_与奉存此段奉願上候、猶役錢請取方取締之義_者船会所取建為取計候積_二御座候、右願之通御聞濟被成下候ハ、一同難有仕合奉存候、已上

慶応元卯年九月

勢州三重郡四日市

干鯛船問屋諸惣代

外一同

信楽御役所

【史料2】の願書によると、四日市湊では以前から川役錢を徴収することになっていた。しかし、湊の整備などには不十分であったこと、安政地震などからの復旧工事が必要であることなどを理由に、改めて川役錢を徴収することを願ひ出ている。周辺の湊の中では、名古屋が50～60年以前から、津・桑名でも開始時はわからないが川役錢を徴収していることを承知していながら、四日市は制度改革に着手しなかったという出願に至った経緯も述べられている。今回の出願にあたっては、最寄りの湊である桑名に準じて川役錢を徴収したいとしている。「慶応元卯年」は矛盾しているが、次の【史料3】との関連から「卯」が誤りであろう。

【史料2】の願書に対して、信楽代官所が同年11月にそれを認め、川役錢の徴収方法などを定めたのが、次の【史料3】である。

【史料3】⁽³⁰⁾

湊出入荷船

川役錢定

入船荷物之分

大船	千石以下五百石以上	錢五百文
矢倉付	五百石以下貳百石以上	同三百文
大五十集船	貳百石以下百二拾石以上	錢貳百文
	百貳拾石以下八拾石以上	同百七拾貳文
	てんま付八拾石以下五拾石以上	同百四拾八文
小五十集船	五拾石以下四拾石迄	錢百貳拾四文
平田船	貳百石以下百貳拾石以上	錢貳百文
	百貳拾石以下八拾石以上	同百七拾貳文
	八拾石以下五拾石以上	同百四拾八文
	五拾石以下四拾石以上	同百貳拾四文
鵜飼船	百石以下七拾石以上	錢百〇拾八文
	七拾石以下五拾石迄	同百貳拾四文
	五拾石以下	同百文
八尺五寸方八尺網船	四拾石	錢百文
瀬取べか船	三拾石以下積	錢九拾文
小越船	三拾石積	錢九拾文
大漁船	六尺形貳拾石積	錢七拾文
小漁船	拾石積	錢四拾文
四ツ乗船	拾貳石積	錢四拾八文
ちよろ船	四石積	錢拾八文
出船荷物之分		

米麦大小豆糠 都備俵もの

	三斗 <small>五斗迄</small>	壺俵 <small>付</small>	錢壺文
油酒味噌溜り酢	都 <small>備</small> 樽もの		
	三四斗入	壺樽 <small>付</small>	錢貳文
同小樽	壺斗下共	同	錢壺文
干鰯	但大小見込	壺俵 <small>付</small>	錢壺文
メ粕	但同断	同	同貳文
種粕真粉粕		拾枚 <small>付</small>	錢三文
塩	但大俵小俵見込	拾俵 <small>付</small>	錢三文
木綿操綿実綿茶古手		壺箇 <small>付</small>	錢三文
素麵	拾箱 <small>付</small>		錢五文
傘	但大小見込	壺箇 <small>付</small>	錢貳文
紙くず古かね		壺箇 <small>付</small>	錢貳文
瓦	百枚 <small>付</small>		錢五文
右之外材木之儀	者其品柄 <small>付</small> 応し都 <small>備</small> 役錢取立、		
	其余相洩候湊出入之荷物 <small>者</small> 何品 <small>付</small> 不寄、書面品々川役錢之引格 <small>付</small> 准し請取之、		
	塩其外諸荷物船問屋 <small>付</small> 商内をいたし地方荷上ケ不致、湊掛り船中 <small>付</small> 直々他所 <small>江</small>		
	瀬取候分 <small>者</small> 、惣 <small>而</small> 前頭川役錢之半減請取可申、且船問屋 <small>江</small> 不掛相對を以湊出入之荷積有之節 <small>者</small> 、買積運賃積共前書川役錢 <small>付</small> 増歩を付取立候事		
右之通湊出入船川役錢取極、	其余相洩候諸荷物右引格を以品柄 <small>付</small> 応し役錢を極、		
仮令問屋送り状手拔等有之候共、	相違之儀無之哉、都 <small>備</small> 船每荷形巨細 <small>付</small> 相改正当之川役錢		

請取、割判之請書相渡可申、右者湊普請入用取賄永々相続向之主法_二付_而者、別_而不正之筋無之様嚴重為取締、右役錢請取割判之日メ帳役元_江可差出義_二而、嚴重之取締申付置候得共、万一川役掛り之者過分不相応之役錢請取方いたし候ハ、無遠慮所役元_江右割判之請書直々持參可被申出、日メ帳突合急度可遂吟味候事

附、川役掛り之者依怙不直之役錢を請取、湊掛り之入船石数荷物類船頭と馴合不当之致見積、又者_者抜船役錢等聊私欲如何之儀見聞候輩有之候ハ、急速役元_江為相知可被申候事

丑十一月

信楽代官所は、【史料3】のように、入津する船に対しては船の積載量別に、移出荷物に対しても樽・俵などの数量に応じて川役錢を定めた。湊に出入りする船の種類や大きさがわかり、主要な移出荷物も判明する興味深い文書である。

しかし、【史料3】では、川役錢の徴収を担当する「川役掛り之者」が規定以上の川役錢を徴収すること、船頭と「馴合」って船の積載量や荷物量を正確に算出しないこと、あるいは勝手に川役錢を免除してしまうことなどを禁じている。信楽代官所も、規定ができてそれが正しく遵守されない危険性を十分認識していた。これらの禁止事項はこれまでの川役錢の徴収体制の実態であり、それが繰り返されることに対する代官所の危惧であったかもしれない。

また、湊のシステムとしては川役錢の増減条件にも注目すべきであろう。取引は船問屋内で行い陸揚げせずにそのまま瀬取船で運び出す場合は半額に減免、船問屋を介さず船どうしが直接取引をする場合は買積

でも運賃積でも増額するというのである。ここからは、四日市湊においては荷物の取引・受け渡しが最優先であり、必ずしも船問屋が取引の仲立ちをするとは限らなかったことがわかる。船問屋がそれほど重要視されていなかったことがうかがえよう。

さらに、こうしたシステムは本当に機能していたのだろうか。徳田屋武兵衛は、運賃積の荷物に対して「積掛り覚」などと称する運賃と経費の計算書を瀧田家に出している。

【史料4】⁽³¹⁾

積入掛り

水油百七拾五樽

白米五拾俵

瀬戸百五拾九俵

傘式拾式籠壺箱

さん留式つ

茶八箱ト壺本三壺

メちん金拾四両式分ト壺匁六分五り

此掛り

一三百文 へか代

一三貫五百五十式文 出しちん

メ三貫八百五十式文

代金式分ト四匁七分七り

一五匁四分式り 茶別入用

一五匁壺分式り 傘さん留五分

一金三分ト拾三匁壺分壺り 世話

メ金壺両式分ト拾三匁四分式り

右之代金銀目録_二入、此表無出入相済申候、已上

う十一月十日 徳田屋武兵衛(印)

滝田金左衛門殿

【史料4】は一例であるが、この種の文書では、最初に積荷の種類と数量、運賃が記

される。その後に、それに対する「掛り」(経費)が記され差引される。【史料4】で経費として計上されているのはまず「へか代」「出しちん」である。「へか(べか)」は【史料3】にある「瀬取べか船」であり、30石積以下の小さな船で、弁財船のような大きな船と陸との間の荷物運搬に用いられた。ただし、瀧田家文書の中では、「瀬取」と「べか」が同時に別々に計上される場合もある。その場合、この両者は異なる船を意味することになる。「瀬取」は四日市・常滑間などにも用いられるので、湊内部にとどまらない中距離輸送までを担う船を指す可能性がある。

さらに、計上されているのは「茶別入用」「傘・棧留五分」「世話」である。「世話」は一般的には問屋の手数料であろう。他の2項目にあげられた茶の「別入用」、傘・棧留の「五分」は、これらの荷物の扱いに関しては特別な経費が必要ということであろう。他の史料では竹皮や木綿などに対してもこの別枠の経費が計上されている。このような例から、運賃積で積み出される荷物に対して川役銭は計上されていない。むしろ、茶・木綿など限られた荷物に対しては、名目は不明ながら経費が必要であったことがわかる。

この史料の「卯」は1855年(安政2年)か1867年(慶応3年)と思われる。この「積掛り覚」に類する文書は、推定も含めて年代が判明するものとしては1857年(安政4年)から1866年(慶応2年)までの文書がある。もちろん、具体的な荷物や数量、金額などは異なるが、書式やその費目などに変化はみられない。つまり、1865年(慶応元年)の川役銭の増額と制度改革は実際の取引には影響なく、川役銭そのものも徴収

されている形跡がないことになる。

4. 伊勢の諸湊とその関係性

以上検討を加えた各湊の特性を踏まえて、もう一度伊勢の諸湊の位置づけを考えたい。

(1) 諸湊の特性と関係

瀧田家の廻船は伊勢北部の諸湊を主たる取引の場としていたのは冒頭にも述べたとおりである。一志郡以南の諸湊の商人とは継続的な取引関係があるとは考えにくい。伊勢神宮周辺での消費物資の需要が見込める大湊・神社・河崎・山田などは、一般的には多数の船が出入りする湊であるが、瀧田家の船にとっては、商取引の場としては重要視されていなかったようである。

商取引の場となるのは津以北の諸湊である。この中でも買積の取引が期待できる湊は桑名・四日市・若松・白子・津の5か所であった。買積の際の重要な情報となる多品目の相場通知も、この5湊の商人から瀧田家に送られている。桑名・四日市は規模として突出しているが、木綿積出地としての白子、城下町津と並び、若松が重要な湊として機能していたことが指摘できよう。

諸湊の周辺や後背地で生産される運賃積の荷物の積出地として、独自の機能を果たしている湊もある。地元産品である水油は桑名・富田・四日市・若松、酒は桶・長太・箕田・若松が出荷地であった。とくに、酒は生産地近くからそのまま出荷される傾向が強い。桑名・四日市・若松のような規模が大きく多様性を持つ湊が存在するとともに、酒や油の積出に特化した湊が生産地の近くに存在することも伊勢北部の特徴と考えられる。

諸湊はそれぞれ異なる性格を持つ湊として機能する一方、つながりを持ちながら存在していた。これらの湊は白子から桑名までの約30キロメートルの間に存在する。津以北の湊間では、荷物の移動が頻繁に行われていた。文書上でも、通常の陸と廻船との間の瀬取賃以外に、湊間の移動にともなう瀬取賃・運賃が計上されていることもしばしばである。

なかでも、瀧田家文書をみる限りでは、四日市が他の湊との距離、扱う荷物の多様性などの点から、伊勢北部の物流の中核と位置づけられる。瀬取賃の計上も各湊から四日市への瀬取の場合が多い。幕末期に主に内海船を念頭に置いた取引マニュアルとして作成されたと思われる「津々浦々商法記」⁽³²⁾では、桑名・四日市間には5人乗150俵積の船と6人乗200俵積の船のチャーター代が記されている。それぞれ2貫164文、2貫608文である。

また、先にみた【史料3】の川役銭の規定では、個々の荷物に対して出港時の川役銭を定めている。ここにあげられた荷物は四日市湊の主要な移出入品として考えられていたということであろう。その中には干鰯・メ粕・種粕なども含まれる。これらは他所から四日市に入ってくる荷物である。干鰯・メ粕の大部分は関東・東北産で、江戸・浦賀などを経由して運ばれる。一部は佐伯などの西日本産で、これは大坂・兵庫が経由地となる。種粕も関東内陸部で生産されたものが江戸を経由して運ばれることが多い。これらが移出時の川役銭の徴収対象になるということは、いったん四日市に入った荷物が船を使って再び他の湊に運ばれることが日常的に行われていたということの意味している。行き先は伊勢湾内の他の湊

であろう。

【史料5】⁽³³⁾

うり仕切
五月廿一日上り
一本場干鰯八拾貳俵
三十俵がへ
代金廿七兩壹分五匁
内
一壺貫廿五文 運ちん
一四百廿六文 水上ケ
一四十壺匁 口せん
メ金三分ト九匁四分三厘
引メ金廿六兩壹分拾匁五分七厘
内三分ト四匁貳分 心附
八匁貳分 廻出し
又引メ廿五兩壹分ト十三匁壹分七厘
右之通代金銀不残目六入、此表無出入相済
申候、以上
六月朔日 高須や作兵衛(印)
徳田や武兵衛殿

【史料5】は実際に干鰯が徳田屋武兵衛から桑名片町の高須屋作兵衛に売却された時の仕切状である。干鰯82俵で代金は27兩余であるが、運賃1貫25文が計上されている。これは先にみた「津々浦々商法記」の瀬取船のチャーター代と比べると、俵数にほぼ比例した額である。これは仕切が作成された本格的な商取引であるが、より小規模な売買も含めて伊勢湾内を多くの荷物が行き交っていたと思われる。

湊間を移動するのは荷物だけではない。

【史料6】⁽³⁴⁾

一筆啓上仕候、秋暑之砌御座候得共、益御
安静可被成御座、珍重之御義奉賀上候、然

者毎々御厚情被成下難有仕合奉存候、尚不相替御引立之程奉願上候

一此度御積登り御荷物新上州百俵・都三拾六俵支配被仰聞難有、右_者御随衆へ御相談之上御売捌キ被成下、右仕切金之義徳田屋武兵衛殿へ向ケ差上可申様被仰聞、承知仕候、尤跡御引合尤森岡大豆・都大豆_二口之所、早速当地へ御積送候由兼_而御随衆へいさる御願申上候処、最早御地_二御売捌キ御様子被仰聞、実_二迷惑仕候、今_二相成候_而者売先_を請取参り、如何哉心配仕候、何卒少々_二も御都合出来候ハ、否哉御積送り被遊可被下候様奉願上候

一当地名越九重郎殿手代国蔵殿義、昨年御片船瀧田金左衛門様へ朱呂皮御引合申上候処、右代金之義未夕請取不申候故、下店方へ為替頼参り候へ共、何分御相親無之、殊_二外々_二元御引合之代金下店へ御為替被成下候_而者得御渡不申候、御断申上候_と申遣し候へハ、何分右_者頼呉候様申参り候_二付、一応御尋申上候、若又御渡し_二相成候ハ、御地_を右金子下店迄飛脚_二御遣し被遊可被下候様奉願上候、先ハ右取込乱筆御高免可被下候、いさる_者書面_を可申上候、早々

八月十二日 川喜田四郎兵衛
義七

瀧田金左衛門様
儀三郎様
尊下

尚々朱呂皮代

金書付別紙_二御覽入、宜敷御承引可被下候

【史料6】は津の川喜田四郎兵衛・義七が瀧田金左衛門に宛てた書状で、1856年(安政

3年)か1868年(明治元年)の8月12日付である。

この書状によれば、津で売却した大豆の代金を四日市の徳田屋武兵衛宛に送るよゝにとの瀧田家からの指示を承知した旨を伝えている。さらに、次の荷物として盛岡大豆・都大豆を依頼していたところ、すでに瀧田家が他の取引先に売却してしまったにも関わらず、売先からは荷物の受取が来ているため少しでも都合をつけて大豆を廻してくれるように願っている。後半では、名越九十郎からの棕呂皮代金の為替取組の依頼を、あまり親密ではなく、関係のない為替の受け渡しはできないと拒否している。この例からは、代金などの精算に商人間のネットワークが利用されていたことがわかる。しかし、名越九十郎の為替をいったん断ったように、そこには廻船や商人の間の信頼関係が必要とされていた。

また、買積取引では廻船も商人も互いによりよい条件で取引を行おうと考えるのが当然である。伊勢北部と同様、比較的近距离に複数の湊が存在する地域、たとえば大坂湾の大坂と兵庫、江戸湾の江戸・神奈川・横浜・浦賀などは、湊間で競い合って取引を行おうとする。そのため、ライバルとなる他の湊に入津する船に対して相場書や商況を伝える書状を頻繁に送り、すぐにでも自らの湊に向かうように要請している。

しかし、買積の取引が多い伊勢北部の5つの湊は、競い合って取引をしようとする傾向があまりみられない。船を廻すように積極的に求める書状もほとんど送られない。むしろ、自らの湊では好条件で売り捌けないと思えば、他の湊で売却することを勧めることもある⁽³⁵⁾。これは買積の主要移出品である米の流通のあり方が関係して

いる可能性もある。後でもみるように、湊ごとに主に扱う米は異なる。集荷ルートや領主との関係に規定されるためである。そのため、湊間の競合関係が強く表面化しないのかもしれない。

いずれにせよ、伊勢北部の諸湊はそれぞれの特性を活かしつつ協力しながら、瀧田家の廻船との関係を保っていたようにみえる。瀧田家の廻船からみれば、伊勢北部の諸湊は特徴を持つ「点」であると同時に、つながりのある「面」として存在していたといえよう。

本稿は伊勢の諸湊を検討対象としたが、実際の湊の機能や位置づけを考える上では、さらに広いエリアとして三河湾も含む伊勢湾全体を考える必要がある。瀧田家の本拠地である常滑は当然瀧田家の廻船にとっても重要な湊である。文書上では四日市から常滑への瀬取貨が計上される場合もあり、取引相手は伊勢の商人でも、最終的な廻船への積込地は常滑である場合も少なくなかったと思われる。

また、半田や亀崎(半田市)など知多半島からの船も伊勢の湊に出入りしている。たとえば、桑名の内田忠四郎は、桑名に入津した亀崎の彦吉船と、中印米 600 俵・高須蔵米 500 俵・六ノ井米 300 俵の取引が成立したことを瀧田儀三郎に伝えている⁽³⁶⁾。

そして、伊勢湾奥部の最大の物流拠点宮(熱田)・名古屋である。宮・名古屋の商人と直接荷物の上げ下ろしをしようとする船は、宮沖の保田とよばれる場所に船を碇泊させる。保田・宮、保田・名古屋の間は瀬取船で荷物を運ぶことになる。

【史料 7】⁽³⁷⁾

弥々御安康_二登被成候段、万々目出度存候、

次_二当方家内共替儀無之、此段御安意可被成候、然_者委キ儀も四日市徳田や武兵衛殿方へ書紙_二申置候間、非見承引可被成候、登荷物儀其方積参りメ粕儀_者何れ名古や表_江積越被申候、種粕儀も本貫物ハ品無能望取可申候、併此儀_者四日市表_二も相応_二相捌ケ可申候由、何共考之上取計可申候、右種カス四日市表_二相方付候ハ、メ粕之儀_者名古やへ早々相廻し可申、上州大豆儀ハ名古や表も下直_二御座候、望人も薄ク何れ下筋宜敷様被存候、桑名表も同様姿_二御座候、此段承引可被成候、則相場名古や表当月十日頃

- | | |
|-----------|----------------------|
| 一南部市皮粕越永分 | 十五貫七八百 |
| 一松前メ粕 | 十五貫 _方 三五百 |
| 一三州大羽粕 | 十三貫 _方 三五百 |
| 一種粕頭 | 九枚 _方 下段々 |
| 一真粉粕古物 | 十五枚 _方 式十枚 |
| 一同井上釜田新物 | 十式枚五分位 |
| 一御蔵米 | 五斗三四升 |
| 一給人米 | 五斗九升 |
| 一奥大豆 | 六斗四五升 |
| 一上州大豆 | 七斗 _方 壹升 |

右之通御座候、宜考可被成候、以上

十二月廿日 瀧田金左衛門
栄周丸弥太郎殿

【史料 7】は瀧田金左衛門が手船栄周丸の船頭弥太郎に宛てた書状で、この時栄周丸は江戸方面から登り荷物を積んで伊勢湾へ入ってきたようである。取引に必要な情報は四日市の徳田屋武兵衛に伝えてあるので、そこから話を聞くように指示している。それから登り荷物の売却方法について、メ粕は名古屋へすぐに廻すこと、種粕は四日市でもそれなりに捌けそうなので四日市で売却すること、上州大豆は名古屋でも安値

しかつかず桑名も同様なので「下筋」で売却することなどが指示されている。

つまり、名古屋・桑名・四日市、さらに「下筋」、これらすべてが登り荷物の市場なのである。名古屋行の荷物を桑名や四日市で扱っている事例もある。「津々浦々商法記」の桑名の項には、名古屋行・津島行の運賃・チャーター代が記されている。本稿で検討した伊勢の諸湊に加えて、尾張さらに志摩・三河などの湊を合わせて検討することが、伊勢湾全体の流通構造を理解するためには必要となる。

(2) 伊勢湾を出入りする荷物

次に、伊勢北部の湊に出入りする荷物を

検討する。買積の場合は、仕切状に荷物が明記されるので、すでに湊ごとに言及した。運賃積の場合は、個々の荷物の送り主からは送り状が出されるが、本来は荷物とともに送り先に届けられるので瀧田家に伝来するものは少ない。運賃積の積荷目録が手板である。これは出発地の廻船問屋から目的地の廻船問屋に宛てて作成されるものである。手板は文書としてはこれで1点であり、積荷の中身を具体的に知るためには手板の内容を見る必要がある。

これら仕切状・送り状・手板などから、伊勢北部の湊で扱っている荷物をまとめたのが【表2】である。取引事例が少ないものも含むが、すべてというわけではない。

表2 瀧田家の廻船の主な積荷(湊別)

湊	運賃積(移出)	買積
長島	棧留・漬松茸・干大根・水油・[米・紙・薪]	
桑名	水油・澄油・白絞油・胡麻油・魚蠟・木綿・古綿・古手・茶・傘・日傘・米・酢・酒・櫛柿・干大根・切干大根・漬松茸・生麩・艾・紙・洪紙・竹皮・莫莖・糠・箆笥・鎌・德利・(焼物)・刈安・檜板・杉柁半切・銅銭・御祓[米・縄・枝柿・銅・(陸軍用物資)]	【移出】米・糠・水油／【移入】干鰯・メ粕・鯡粕・種粕・小麦・大麦・あら麦・大豆・小豆・銭・塩鮭
富田	水油・澄油	
四日市	水油・白油・棧留・木綿・晒・太物・板メ・古綿・古手・文庫・繰綿・茶・雨傘・日傘・竹皮・小菊紙・紙・糠・酢・味噌・米・酒・酎・鳥貝・干大根・鎌・釘・阿倉川焼・行平・草履・箆・障子・魚蠟	【移出】米・水油・酒・糠・古綿／【移入】干鰯・メ粕・鯡粕・種粕・真粉粕・油粕・小麦・搗麦・大豆・小豆・塩・魚油・苧・鱈節・綿実・繰綿・青苧
楠		
長太	酒・焼酎	
箕田	酒・酎・味醂・糠・[米]	
若松	酒・水油	【移出】糠・焼酎・水油／【移入】干鰯・メ粕・塩・小麦・大豆・小豆・田作
岸岡		
白子	木綿	【移出】米／【移入】干鰯・メ粕・小麦・大麦・大豆
津	茶・木綿	【移出】米・糠／【移入】干鰯・メ粕・鯡粕・種粕・小麦・大豆・小豆・麦安

※運賃積欄の[]は御用荷物であることを示す。

買積については、これまで各湊の箇所を述べたとおり、米を売却して魚肥・雑穀を購入するのはどの湊にも共通である。伊勢北部の湊と瀧田家の廻船との関係においては、この買積取引が一つの大きな柱である。

一方、手板は桑名・四日市以外の湊では、積荷の種類はそれぞれ限られている。酒・油・木綿など、湊やその周辺で生産され集荷される荷物が運賃積で積み出される。桑名・四日市では手板の点数も多く、積み出される荷物も多種類にわたる。これが常滑船が「拾い荷」といわれる大きな要因である。また、桑名では領主の蔵米や明治期の陸軍用の物資など、商取引用ではない荷物の扱が多いことも特徴である。

桑名・四日市から出される運賃積の荷物の中で、大部分の手板に記されるのが油類・茶・傘で、この3種類が運賃積の主要な荷物といえる。四日市ではこれに加えて棧留・板メなどの織物類が数多く積み出される。油・茶は伊勢平野、棧留は木曾三川下流域の尾張西部(尾西)・美濃中央部(中濃)が産地である。傘は岐阜周辺から出荷される。

徳田屋武兵衛から岐阜の柏屋久七に傘を注文していることが瀧田家文書から確認できる⁽³⁸⁾。

多く移出する荷物の中でも、茶や木綿・棧留・板メなどの繊維製品は、生産地から船への積込までの経路や集荷・取引などの実態は瀧田家文書からほとんど判明しない。具体的なやりとりがわかる文書がないのである。棧留は四日市の山中伝四郎が問屋であり、瀧田家の船が積む棧留も山中伝四郎が扱うものが多い。しかし、山中伝四郎以外の問屋からの棧留も積んでいる。集荷する問屋と送り先の江戸の問屋との関係、そこへの廻船の関わり方など、油類などとは異なる流通のあり方が想定される。

以下、米・酒・油類についてももう少し詳しく検討する。

①米

先に述べたように、米は買積の主要な移出荷物である。買積で米を扱っている湊の商人から瀧田家や瀧田家の廻船に宛てた相場書に記された米の種類をまとめたのが【表3-1】である。ここに登場する米が、各

表 3-1 相場書にみる米の種類

発信	米
桑名・内田忠四郎	蔵米(桑名米)・忍米・長島米・治田米・大垣米・中印米・伊尾米・民部米・金太米・加納米・無判米
四日市・徳田屋武兵衛	忍米・菰野米・亀山米・忍米・津米・久居米
若松・小玉弥四郎	亀山米・神戸米
白子・川合仁平次	亀山米・神戸米・津米・久居米
津・芝原六郎右衛門	蔵米(津米)・久居米

表 3-2 「津々浦々商法記」にみる米の種類

湊	米
桑名	蔵米(桑名米)・北長島米・御本丸米・御差図米・治田米・美濃加納米・美濃大垣米・津田様米・仲川様米・伊香米・名取米・小弾正米・八神納米・壺内納米・安藤様米・文珠様米・堀内平岡納米・六井米・伊尾米・中之元米・金太米・民部様米・淡路様米・調達米・尾州蔵米・高須様米・山城様米
四日市	菰野米・津佐倉米・亀山米・忍米・神戸米・御領米・久居米・津米・作徳米

湊の商人から取引の中心になる米と位置づけられていると考えられる。「津々浦々商法記」には、桑名・四日市のみ扱う米の種類と、その1俵の内容量・米質評価などが記されている。その米の種類をまとめたのが【表3-2】である。

【表3-1・2】からは、桑名とそれ以外の4湊では扱っている米がほとんど重複しないこと、桑名以外の4湊では少しずつ重複しながら複数の藩領の米を扱っていることがわかる。4湊の扱っている米は具体的にいえば、津は地元の津藩とその支藩である久居藩の米、津に近い白子では津藩・久居藩の米に加えて亀山・神戸両藩の米、若松では亀山・神戸両藩の米、四日市では4藩に加えて四日市の内陸部にあたる忍・菰野藩の米である。

これに対して、桑名では伊勢国内の米として桑名・長島・忍の各藩と治田の米を扱うが、大垣・加納・伊尾など美濃国内の米を多種扱っている。【表3-2】では米の種類はさらに多い。

【史料8】⁽³⁹⁾

(端裏)

六月三日

内田忠四郎

四日市

滝田儀三郎様

右桑名

清水久吉様

尊下

(本文)

任幸便啓上仕候、然ハ大垣表ノ今日書状着、扱六百俵丈ハ今尾迄積下り居申候、跡千五百俵大垣表積入居申候得共、何分雨天ニ出船不仕候、天気次第ニ式千俵も着ニ相成可申哉奉存候、此段左様御承引可被下候

一忍米之義売方見合可申候様申参り候間、此段左様御承引可被下候、尚外米思召有之候ハ、御勘考御申越被下度一相場之義とんと替ギ無之不商内ニ御座候右之通ニ御座候、尚替ギ重便可申上候
六月三日

【史料8】は桑名の内田忠四郎が四日市に滞在中の瀧田儀三郎らに宛てた書状である。この書状からは、内田忠四郎を介して、今尾米600俵と大垣米1500俵が買い付けられ、天気が回復次第桑名へ運ぶ予定であることがわかる。また、忍米については「売方見合」と内田忠四郎のもとに連絡が入っているため、忍米の買付が不調に推移していくことも推測される。忍米の買付交渉がどのような結果になったかはわからないが、今尾・大垣の米はおそらく桑名で買積されることになったと推測される。

桑名は木曾三川の河口部にあり、美濃の米の重要な積出地であった。領主にとって米の輸送は重要な課題であり、それにともない御用荷物の扱いも桑名を経由することが多くなったと推測される。

②酒

伊勢は下り酒11か国の一つであり、幕末期には江戸に入る酒の中で1～2%が伊勢からの酒であった⁽⁴⁰⁾。しかし、江戸時代の伊勢の酒造業について明らかになっていることは少ない。これまで本稿では箕田など酒造業の拠点となっていた場所がいくつかあることを指摘したが、もう少し具体的な取引について、わかる範囲で明らかにしておく。

瀧田家文書からわかる銘柄を持つ酒の生産者・出荷者や受取主などを拾い出したのが【表4】である。生産者(酒造家)が醸

表 4 銘柄のある酒の出荷状況

出荷地	出荷者	生産者	銘柄	数量	送り先	受取主	備考	
四日市	徳田屋武兵衛	伊藤伝七	水上	5 駄				
		川島伝右衛門	玉泉	20 樽			支配物	
			剛者	100 樽				買積
			国ノ花	100 樽				買積
			梅玉	100 樽				買積
			八島	160 樽 40 樽				買積
長太	小浜与平治	(内分)	㊦印焼酎	5 駄				
			しら滝	20 駄				
			末吉	10 駄				
			無印焼酎	3 駄				
箕田	伊坂市太郎		一文字	10 駄			送状なし／現金金 左衛門船支配物、 浦賀より前所 _二 面 売払	
		杉岡宇右衛門	剣菱	10 駄				
若松	西条	日野屋九兵衛	元信	15 駄			支配物	
津		阿部屋重蔵	(合酒)	40 樽	江戸	(米屋房太郎)	一紙送状(生産者 1→江戸下り酒問 屋3名)	
桑名	佐藤孫右衛門		正吉	20 樽	江戸	伊坂市右衛門		
箕田	伊坂市太郎	伊坂市太郎	㊦	20 駄	江戸	伊坂市右衛門		
		角屋弥兵衛	無印酎	10 駄	江戸	伊坂市右衛門		
			正宗	30 駄 10 駄	江戸	伊坂市右衛門		
			壺	10 駄	江戸	伊坂市右衛門		
	伊坂宇兵衛	樽屋利八	紫	10 駄	江戸	伊坂市右衛門		
			正宗	10 駄	江戸	伊坂市右衛門		
			川	25 駄	江戸	伊坂市右衛門		
箕田	伊坂市太郎	若松・加藤五左衛門	一文字	25 駄	江戸	加勢屋利兵衛		
	伊坂宇兵衛	大黒屋	一文字	15 駄	江戸	加勢屋利兵衛		
	伊坂市太郎	岸岡・谷口彦三郎	葵	10 駄	江戸	近江屋吉右衛門		
若松		天野権兵衛	松緑	15 駄	江戸	近江屋吉右衛門		
			若くさ	28 駄	江戸	近江屋吉右衛門		
長太	小浜与平治	服部庄兵衛	貫	5 駄	江戸	高橋門兵衛		
桑名	佐藤孫右衛門		戎鯛	25 樽	江戸	鴻池栄蔵		
			無印	10 駄	江戸	鴻池太郎兵衛		
箕田	伊坂市太郎		正吉	10 駄	江戸	坂上伝右衛門		
			しら玉	20 駄	江戸	山田五郎助		
			文長	20 駄	江戸	山田五郎助		

出荷地	出荷者	生産者	銘柄	数量	送り先	受取主	備考
箕田	伊坂市太郎		若松	10 駄	江戸	紙屋八左衛門	
長太	小浜与平治		杉印生酎	10 樽	江戸	鹿島屋利右衛門	
箕田	伊坂市太郎		太	10 駄	江戸	鹿島屋利右衛門	
	伊坂宇兵衛		太	10 駄	江戸	鹿島屋利右衛門	
			合	10 駄	江戸	酒屋平	伊藤三次郎分
			玉の川ら	10 駄	江戸	千代倉	
			末正	10 駄	江戸	千代倉	
			(おかづ)	5 駄	江戸	池田喜兵衛	
			正宗	10 駄	江戸	池田喜兵衛	
			老松	15 駄	江戸	池田喜兵衛	
箕田	伊坂市太郎	亀屋武右衛門	本	10 駄	江戸	中井新右衛門	
			葉葵	10 駄	江戸	中井新右衛門	
		玉井伝次郎	旭山	5 駄	江戸	中井新右衛門	
			正宗	11 駄		中野屋幸七	
桑名	佐藤孫右衛門		白鹿	25 樽	江戸	尼屋甚四郎	
			正宗	30 駄	江戸	尼甚	
箕田	伊坂市太郎	楠・坂倉勘三郎	丸	5 駄	江戸	米屋房太郎	
			丸	5 駄	江戸	米屋房太郎	
			三楽	15 駄	江戸	溜屋久	
長太	小浜与平治	樋口六郎兵衛	無印焼酎	5 駄	江戸	溜屋平次郎	
			無印生酎	10 駄	江戸	溜屋平次郎	

造した酒を出荷者(廻船問屋)が船積みし、受取主に送り届けるということになる。酒はほとんどが運賃積で、買積は徳田屋武兵衛が扱った仕切状5点が確認されるだけである⁽⁴¹⁾。酒の記載がある手板は主に1847年(弘化4年)から1857年(安政4年)の間に作成されたものである。

【表4】からは、瀧田家の廻船に詰まれた酒は基本的に江戸行の酒であり、江戸の下り酒問屋に届けられていることがわかる。送り先が判明しない中野屋幸七も、江戸の下り酒問屋中野屋幸太郎または幸之助の関係者の可能性がある。中井新右衛門や山田五郎助など知多半島の醸造家との関係が深い下り酒問屋も多い。また、千代倉は鳴海の酒造家下郷家の江戸出店である。伊勢の

酒も中国酒として江戸に受け入れられていた様子がうかがえる。

下り酒の鍵を握るのは箕田の伊坂市太郎であろう。江戸で伊坂市右衛門名の出店を持つ伊坂市太郎のもとへは楠・若松・岸岡などから酒が集まっていた。江戸の事情がわかる伊坂市太郎が江戸の下り酒問屋に取り次ぐことで販路を確保していたのであろう。

事例が多くないので確定はできないが、加勢屋利兵衛には一文字印、丸屋房太郎には丸印と、下り酒問屋ごとにある程度銘柄を使い分けていることも推測される。なかには杉岡宇右衛門のように、江戸時代の上方酒の人気銘柄であった「剣菱」を名乗る酒もあったこともわかる。いわゆる「類印」

といわれる商法である。本物の銘柄とあまりかけ離れた品質の酒では類印を用いることはできないので、同等とはいかなくてもそれなりの品質の酒が出荷されていたと思われる。

1回ごとに積み込まれる駄数は多くはないが、コンスタントに江戸に送られている。天野権兵衛の送り状は木版刷で、その都度銘柄を判で捺し、船名・数量・日付・送り先を記入するように作られている。江戸への出荷がそれなりの頻度で行われていたための工夫であろう。

③油類

油類は伊勢北部の重要な産品である。一般的に、江戸時代の油は菜種・綿実・胡麻などが原料であり、灯し油や整髪油として用いられる。江戸時代から明治10年代の商慣行調査では、「水油」として菜種油・綿実油(白油)・魚油があり、いずれも灯用とされている。これに対するのが「色油」であり整髪用の油が種白油(菜種油精製)・雪白油(綿実油精製)・本白絞(胡麻油精製)、その他胡麻油・荏油・椿油・桐油・樾油があるとされている⁽⁴²⁾。しかし、瀧田家文書を見ると「本白絞水油」などの表記もあり、名称と中味の関係は必ずしも明確ではない。

油類は運賃積が主流であるが、一部買積もされる。運賃積では手板・送り状が、買積では仕切状が作成される。いずれの場合も、出荷時の銘柄(印)が原則として付けられる。手板の場合は、受取主の商号や名前も明記される。「受取主商号+出荷者商号」で荷物が判別できるようになっている。

運賃積の積荷目録である手板から、油類の記載をまとめたのが【表5】である。【表5】から、手板が作られる運賃積では、油類の

出荷地は長島の1件(三輪孫右衛門)以外はすべてが桑名と四日市であることがわかる。それも桑名では佐藤孫右衛門、四日市では徳田屋武兵衛がすべてを扱っている。四日市の場合は、徳田屋武兵衛が瀧田家との関係をほぼ独占しているのも当然である。しかし、桑名の場合は、内田忠四郎も廻船問屋であり瀧田家の運賃積荷物を扱うが、内田忠四郎の手板には油類の記載がまったくなく、内田忠四郎は油類の出荷には関与していないようである。佐藤孫右衛門と内田忠四郎の間で、何らかの役割分担があったことが推測される。

積荷の集荷は買継問屋が行うはずである。桑名では山北屋万五郎・米屋茂吉の2名の存在が確認できるが、その他の問屋や問屋の組織は不明である。【表5】では桑名で扱っている荷物の買継問屋の内商号しかわからない人物が9軒ある。傘は、桑名の山北屋万五郎、四日市の山中伝四郎の両者の商号であるので確定には至っていないが、桑名の荷物を扱う問屋としては山北屋万五郎の可能性が高いと思われる。その他8軒の商号は桑名の買継問屋を確定する手がかりとなろう。

四日市については、前述のとおり買継問屋仲間が存在し、嘉永期に再興している。手板が残っているのは1855年(安政2年)以降であるので、【表5】にあるのは再興後の取引状況と考えてよい。四日市の買継問屋仲間は旧来の問屋が5軒(中島文五郎・山中伝四郎・吉田千九郎・伊倉屋喜兵衛・山七屋宗七)、再興時に加入した問屋が3軒(水谷孫左衛門・中島屋善蔵・田中屋半兵衛)である⁽⁴³⁾。瀧田家文書からは田中屋半兵衛の名前は確認されないが、四日市か

表5 手板にみる油類の流通

買継地	買継問屋	出荷地	送り先	受取主
桑名	全米屋茂吉	桑名	江戸	油屋伝兵衛(1)・絹川屋新三郎(1)
	傘山北屋万五郎	桑名	浦賀	宮原屋治兵衛(1)
桑名*	傘	桑名	江戸	伊勢屋吉次郎(1)・伊勢屋吉之助(1)・伊勢屋惣兵衛(3)・伊勢屋伝右衛門(1)・井筒屋善次郎(1)・大坂屋孫太郎(1)・絹川屋新三郎(3)・絹川屋茂兵衛(1)・京屋亥八(1)・駿河屋喜兵衛(2)・駿河屋喜平次(3)・柘屋源之助(2)・丸屋仙太郎(1)・三河屋長九郎(1)・山崎屋五兵衛(1)・山崎屋藤五郎(1)・山屋太右衛門(3)・湯浅屋徳藏(1)
	目	桑名	江戸	伊勢屋吉次郎(1)・駿河屋喜太郎(1)
	平	桑名	江戸	伊勢屋吉之助(1)・大坂屋孫太郎(5)・大坂屋孫八(4)・駿河屋喜太郎(4)・駿河屋喜平次(2)・三河屋長九郎(1)・山崎屋藤五郎(1)・大和屋伴次郎(1)・山屋太右衛門(4)
	心	桑名	江戸	柘屋源之助(2)
	令	桑名	江戸	伊勢屋吉次郎(1)・大坂屋孫八(1)
	允	桑名	江戸	富田屋彦治郎(1)・山崎屋五兵衛(1)
	余	桑名	江戸	絹川屋新三郎(1)
	宙	桑名		[支配物](1)
	[不明]	桑名	江戸	伊勢屋惣兵衛(1)・大坂屋孫八(1)
富田	全油屋平次郎	長島	江戸	大和屋安之助(1)
		桑名	江戸	油屋伝兵衛(3)・池田屋喜右衛門(1)・伊勢屋吉次郎(2)・伊勢屋惣兵衛(5)・井筒屋善次郎(2)・岩出屋惣兵衛(2)・大坂屋孫太郎(2)・川喜田菊三郎(2)・川喜田久右衛門(4)・絹川屋新三郎(6)・絹川屋茂兵衛(4)・須賀川屋鉄吉(4)・駿河屋喜太郎(3)・駿河屋喜平次(1)・富田屋彦四郎(2)・柘屋源之助(1)・柘屋平次郎(4)・松居久左衛門(4)・丸屋卯兵衛(3)・丸屋三郎兵衛(1)・三河屋長九郎(5)・山崎屋五兵衛(2)・大和屋安之助(2)・山屋喜右衛門(3)
		桑名	浦賀	宮原屋治兵衛(2)・宮原屋与右衛門(3)
		桑名		[請取なし](2)
		四日市	江戸	伊勢屋惣兵衛(1)・川喜田久右衛門(1)・絹川屋茂兵衛(2)・須賀川屋鉄吉(1)・富田屋彦四郎(1)・丸屋仙太郎(1)
四日市	舎吉田千九郎	四日市	江戸	伊勢屋吉次郎(1)・井筒屋善次郎(1)・大坂屋孫太郎(6)・大坂屋孫八(4)・川喜田久右衛門(1)・須賀川屋鉄吉(1)・駿河屋喜太郎(2)・駿河屋喜兵衛(2)・富田屋彦四郎(1)・柘屋源之助(12)・柘屋平次郎(5)・松居久左衛門(2)・三河屋長九郎(1)
	傘山中伝四郎	四日市	江戸	油屋正兵衛(1)・油屋伝兵衛(1)・伊勢屋吉次郎(1)・伊勢屋吉之助(2)・伊勢屋伝右衛門(1)・川喜田菊三郎(1)・川喜田久右衛門(1)・絹川屋新三郎(2)・絹川屋茂兵衛(2)・須賀川屋鉄吉(2)・駿河屋喜太郎(1)・駿河屋喜兵衛(3)・富田屋彦四郎(1)・富田屋彦治郎(1)・柘屋源之助(3)・柘屋平次郎(1)・松居久左衛門(3)・三河屋長九郎(1)・大和屋伴次郎(2)・山屋喜右衛門(1)・山屋太右衛門(2)
		四日市	浦賀	江戸屋六兵衛(1)・宮原屋治兵衛(2)

買継地	買継問屋	出荷地	送り先	受取主
四日市	其伊倉屋喜兵衛	四日市	江戸	伊勢屋吉次郎(1)・伊勢屋惣兵衛(4)・井筒屋市兵衛(1)・井筒屋善次郎(1)・大坂屋孫太郎(5)・大坂屋孫八(4)・川喜田菊三郎(1)・川喜田久右衛門(1)・絹川屋新三郎(1)・絹川屋茂兵衛(1)・須賀川屋鉄吉(2)・駿河屋喜兵衛(2)・枡屋源之助(1)・枡屋平次郎(1)・松居久左衛門(1)・三河屋長九郎(1)・山崎屋五兵衛(1)・大和屋伴次郎(1)・山屋太右衛門(3)・[支配物](1)
		四日市	浦賀	宮原屋治兵衛(1)・宮原屋与右衛門(1)
	久中島文五郎	四日市	江戸	伊勢屋吉次郎(1)・伊勢屋惣兵衛(1)・川喜田久右衛門(1)・絹川屋新三郎(2)・絹川屋茂兵衛(1)・須賀川屋鉄吉(1)・駿河屋喜兵衛(1)・駿河屋喜平次(1)・枡屋源之助(1)・枡屋平次郎(2)・松居久左衛門(1)・三河屋長九郎(1)・大和屋伴次郎(2)・山屋太右衛門(1)・[支配物](1)・[請取なし](1)
	倉山七屋宗七	四日市	江戸	駿河屋喜太郎(1)・駿河屋喜兵衛(2)・富田屋彦治郎(1)・枡屋平次郎(1)・丸屋仙太郎(1)・大和屋伴次郎(1)・山屋喜右衛門(1)
	个水谷孫左衛門	四日市	江戸	油屋伝兵衛(1)・伊勢屋吉次郎(1)・伊勢屋惣兵衛(1)・川喜田久右衛門(2)・駿河屋喜兵衛(1)・枡屋平次郎(1)・松居久左衛門(1)・山屋太右衛門(1)
	㊦中島屋善蔵	四日市	江戸	伊勢屋惣兵衛(1)・川喜田久右衛門(2)・駿河屋喜太郎(1)・枡屋平次郎(1)・山屋太右衛門(1)
	固釜屋喜兵衛	桑名	江戸	駿河屋喜太郎(1)・枡屋平次郎(1)
		四日市	江戸	伊勢屋吉次郎(1)・井筒屋善三郎(1)・富田屋彦治郎(3)・枡屋平次郎(2)・丸屋仙太郎(1)・山崎屋五兵衛(1)
㊧釜屋喜六	四日市	江戸	駿河屋喜太郎(1)・枡屋平次郎(1)・[国印支配物](1)	
四日市*	川	四日市	江戸	枡屋源之助(1)
	[不明]	四日市	江戸	須賀川屋鉄吉(1)・絹川屋茂兵衛(1)
	㊨	四日市		[請取なし](1)
若松	介若松油会所	四日市	江戸	駿河屋喜平次(1)

※買継地欄の「*」は推測であることを示す。

ら積み出される油類は、田中屋半兵衛以外の7軒の問屋からのものが大部分を占め、なかでも旧来の5軒の問屋の荷物の比率が高い。7軒以外の印で出荷されるのは㊦・㊧・川などわずかである。反対に、四日市の買継問屋の荷物が桑名から積み出されることはほとんどない。四日市の買継問屋の荷物は四日市で積むのが原則だったと考えられる。

しかし、買継問屋どうしの関係は検討の

余地がありそうである。そもそも仲間再興の際に新加入の3軒は旧来の問屋仲間の秩序に準ずること、そして積入高を1700樽以下とし、これを超過する場合は追加の手数料を納める必要があることが取り決められていた。1700樽というのは新加入の問屋の経営規模からすれば超過する可能性は高くなく厳しい制限ではなかったという。

【表6】は、瀧田家文書の送り状と仕切の点数を買継問屋ごとにまとめたものであ

表6 油類の送り状・仕切り状点数

居 所	買継問屋	送り状	仕切	仕切取組	備 考
桑名	山北屋万五郎	5	2	山北屋万五郎	
	米屋茂吉		1	米屋茂吉	
	佐藤孫右衛門	1			油屋平次郎出
富田一色	油屋伊兵衛		1		
富田	油屋平次郎	23	2	油屋平次郎	
四日市	山中伝四郎	4	1	徳田屋武兵衛	
	伊倉屋喜兵衛	1			
	吉田千九郎	2	1	徳田屋武兵衛	
	山七屋宗七	1	2	徳田屋武兵衛	
	中島文五郎	4	1	内田忠四郎	
	中島屋善蔵		2	徳田屋武兵衛	
	水谷孫左衛門	1	4	徳田屋武兵衛	
	釜屋喜兵衛		6	徳田屋武兵衛	
	釜屋喜六	3		徳田屋武兵衛	
徳田屋武兵衛	1	2	徳田屋武兵衛	送り状は兎銘柄	
若松	油会所	2			
津	島屋清吉	2			

※仕切取組は、瀧田家と仕切状をかわした相手を示す。

る。四日市の場合、上から5軒が旧来の問屋、次の2軒が新加入の問屋、残りの3軒は仲間外の間屋である。徳田屋武兵衛の場合は、廻船問屋として買継問屋と廻船との間に立ち、結果的に油を扱うことになったと思われる。【表6】からは釜屋喜兵衛・釜屋喜六という仲間外問屋が存在すること、新加入の間屋と仲間外の間屋は買積の形態をとることが旧来の問屋に比べて多いことが指摘できよう。

四日市での油類の取引は旧来の買継問屋の力が強い。【表5】にあるように、釜屋喜兵衛は運賃積であっても桑名に出荷する場合もある。新加入および仲間外の間屋は、旧来の問屋とは異なる取引方法を採用することが多かったといえよう。それが積極的に自ら望んだ新たなチャレンジなのか、旧来の問屋の牙城を崩せなかった結果なのか

はわからない。旧来の問屋以外の買継問屋の動向を踏まえて、四日市の油流通のあり方を考えることが必要であろう。

富田は油類の集荷地であったが、ここから直接積み出したことを示す手板はない。廻船の碇泊場所としての適合性、油以外の積荷の確保などの点から、富田から直接積み出すより、桑名・四日市へ運び、そこで廻船に積み込み出荷されたものと思われる。その場合、多く利用されたのは桑名である。手板に記された件数だけを見ると、桑名からの油積出の約半数が富田からである。四日市は距離は近いが、四日市の買継問屋からの荷物を積むことが優先される。桑名の近くには油の生産地は少ない。こうした事情が桑名からの出荷につながったのであろう。

手板に富田の買継問屋として名前があが

るのはすべて油屋平次郎である。【表6】からも油屋平次郎の抜きんでた立場がわかる。油屋平次郎は四日市にも出荷しており、単に富田の買継問屋の中心人物であるだけでなく、伊勢北部からの油類の出荷において桑名にも四日市にもつながりのある重要な位置を占めていたと思われる。

史料が少ないこともあり、若松や津における油類の流通の詳細は不明である。若松には油会所が設置されていたことが瀧田家文書に残された送り状などからわかる⁽⁴⁴⁾。津では、1698年(元禄11年)に油問屋が認可されたが投機取引であると翌年禁止され、1853年(嘉永6年)堀川町に油会所が復興され、樽には津の焼印を押し江戸の油問屋へ直送するようになったといわれる。津藩領で生産する種油は良質で「伊勢水」と称して市場の一等品であったという⁽⁴⁵⁾。四日市では先に述べた買継問屋再興の際には桑名と並んで津の動向を意識している。瀧田家の廻船と津の商人との関係が北部の湊と比べてそれほど深くないことと合わせて、津から江戸への油の直送という方法も取引の少なさ、ひいては文書の少なさにつながっているのかもしれない。

本来、送り状は積み入れた船・銘柄・品物・数量などを記し、荷物を受け取る問屋に宛てて出荷者から出されるものである。

【史料9】⁽⁴⁶⁾

瀧田儀三郎船送り状之事

△一水油拾樽 銘々貫札附
 運賃川並御払外_水主へ御心附
 右之通積入申候、無事入津之砌改御請取被成下候、以上
 卯十二月 勢州富田
 油屋平次郎(印)

これは、富田の油屋平次郎が1867年(慶応3年)12月に瀧田儀三郎船に水油10樽を積み入れた時の送り状である。この場合は、積入時には受取主が決まっていなため、送り状に宛先が書かれていない。ただ、瀧田家に残る送り状の中には宛先の記入がないものが多い。これは受取主が決まっている場合は荷物とともに送り状が届けられるため、受取主が決まっていない取引の送り状ばかりが伝来したのか、油取引全体のなかで考える必要がある。運賃などの輸送費のほか、水主(乗組員)に心付を渡すことが通例であり、これは荷物を積み卸した時点で受取主から支払われる。これらの記載は多少の文言や記載順・位置などの違いはあるが、桑名・富田・四日市・若松の各買継問屋の送り状に共通である。

もっとも重要な荷物に関する表記はすべての湊で共通ではない。【史料9】の△は油屋平次郎の商号であり、これはそれぞれの買継問屋が原則的には自らの商号を付けた樽を出荷する。なかにはまれに自らの商号とは異なる商号の油を出荷することもあるが、その場合の買継問屋と商号の主との関係は不明である。油の種類・樽数は実際の荷物に応じて記される。さらに【史料9】では「銘々貫札附」とある。これは10樽それぞれに重量を記した札が付けられるということの意味する。こうした記載方法は桑名・富田・若松には共通である。油1樽は江戸では3.9斗といわれ、重量もそれに定めてこよう。出荷する側も江戸の商品管理の厳しさは十分承知しているはずで、樽ごとの内容量・品質に大きなばらつきはないと思われる。「銘々貫札附」という記載は、多少のばらつきがあるにしてもそれに対する管理が行き届いていることの主張の

現れであろう。

四日市の買継問屋の送り状は少し様子が異なる。

【史料 10】⁽⁴⁷⁾

滝田彌太郎船贈り状

大極上定別改有明

傘水油拾樽 四斗詰

定運賃之外五匁水主へ御心附

右之通入津之砌御改御請取、運賃川並御払可被成候、以上

午三月

勢州四日市

山中傳四郎(印)

【史料 10】は 1858 年(安政 5 年)3 月付で四日市山中伝四郎が作成した送り状である。この他に「四斗詰」の横には「傘油皆掛札附」という判が押されている。四日市の買継問屋の送り状では、樽の容量が 4 斗であることが明記される。中身のばらつきが発生している可能性がある他の地域の送り状より、より商品管理が進んだ形といえよう。また、「大極上」という品質のランクや「有明」という銘柄を記載するなど、高級感を演出しているといえよう。四日市の油の優位性をアピールする戦略であろう。

しかし、手板では四日市からの油がほとんど「水油」と記されるのに対して、桑名からの油は「上澄油」「本雪白絞油」などと表記されるものが多い。送り状では四日市からの油に「上澄油」と記されるものもあり、実際の油の種類・品質がどのように異なるかわからないが、桑名の買継問屋は品名で差別化を図っているといえるかもしれない。

こうしてみると、桑名と四日市はライバル関係のようにもみえる。しかし、手板で

は「桑名口廻」「四日市口廻」などの表記もあり、両者の間で調整を行うこともあったと思われる。

【表 5】では、油類の積送りの状況を送り先別に受取主をまとめ、参考までに手板記載の件数を示した。実際に送られる油は種類も異なれば 1 回ごとの樽数も異なるので、文書から判明する限りでの取引の回数を示すものである。荷物の送り先は、江戸と浦賀であり、浦賀では宮原屋治兵衛・宮原屋与右衛門が中心となって油を扱っている。

江戸の受取主は 38 軒確認できる。その 38 軒をまとめたのが【表 7】である。代替わりや譲渡などもあり、実質的には 30 軒程度となろう。駿河屋の 3 名を除き他はすべて下り水油問屋または下り水油問屋並仕入方である。出荷地や買継地・買継問屋との間で、特別な得意関係はないようである。むしろ、下り水油問屋・下り水油問屋並仕入方の大部分と広く浅く関係を持っているといえる。1 回に 1 つの問屋に送る樽数も平均すれば 20 樽以下であり、少しずつ多くの下り水油問屋に荷物を行き渡らせることに留意しているようである。これは江戸の下り油流通のあり方と関わるのかもしれない。

駿河屋の 3 名は同じ商号を用いており、一統と考えられるが、喜兵衛の素性は未確認である。喜平次は色油問屋・水油仲買である。喜太郎は伊坂重兵衛名義の株で下り蠟燭問屋を営んでいたが 1839 年(天保 10 年)に休株となっている。伊坂重兵衛自身は南新堀に居を構え傘・糠などを扱う問屋であり、伊坂市右衛門から 1863 年(文久 3 年)に糠仲間、1864 年(元治元年)に支配人をつとめていた荒物問屋、1865 年(慶応

表7 江戸の油類取引先

居所	商号	受取主	属性ほか	油屋歳暮	釜屋歳暮
橋本町	企	油屋正兵衛		○	
堀江町	㊤	油屋伝兵衛		○	
芝二本榎	㊦	池田屋喜右衛門			
呉服町	㊧	伊勢屋吉之助		○	
		伊勢屋伝右衛門	万延1 吉之助より相続		
		伊勢屋吉次郎	文久2 伝右衛門より相続		○
小網町	㊨	伊勢屋惣兵衛		○	
田所町	㊩	井筒屋善次郎	京都居住		
		井筒屋市兵衛	井筒屋善次郎支配人		
		井筒屋善三郎			
深川海辺大工町	㊪	岩出屋惣兵衛			
本石町	㊫	大坂屋孫八		○	
		大坂屋孫太郎	万延1 孫八より相続		○
牛込寺町	㊬	川喜田久右衛門		○	
		川喜田菊三郎	川喜田久右衛門が後見		○
小網町	㊭	絹川屋茂兵衛		○	
		絹川屋新三郎	安政6 茂兵衛より相続		
田所町	㊮	京屋亥八	慶応3 大和屋伴次郎より譲渡		
深川清住町	㊯	須賀川屋鉄吉	奥州居住	○	○
通四丁目	㊰	駿河屋喜平次		○	
		駿河屋喜太郎			○
		駿河屋喜兵衛			
伊勢町	㊱	富田屋彦四郎		○	
		富田屋彦治郎	万延1 彦四郎より相続		○
大伝馬町	㊲	栢屋源之助			
堀留町	長一	栢屋平次郎			○
伊勢町	㊳	松居久左衛門	近江居住	○	
日本橋	㊴	丸屋卯兵衛	万延1 丸屋喜三郎より相続 (油屋の贈答は喜三郎宛)	△	
小船町	㊵	丸屋三郎兵衛		○	
		丸屋仙太郎	万延1 三郎兵衛より相続		
四谷伝馬町	㊶	三河屋長九郎		○	
本町	㊷	山崎屋五兵衛		○	
通一丁目	㊸	山崎屋藤五郎			
深川熊井町	㊹	大和屋伴次郎		○	
芝新橋竹川町	㊺	大和屋安之助		○	
深川佐賀町	㊻	山屋喜右衛門			
		山屋太右衛門	安政6 喜右衛門より相続		○
深川大和町	㊼	湯浅屋徳蔵			

※油屋歳暮、釜屋歳暮の欄の「○」は歳暮を受け取っていることを示す。

元年)に紙問屋を譲渡されている。伊坂市右衛門は箕田の伊坂市太郎の江戸出店である。伊勢出身の間屋との関係、油類以外の酒・糠などの荷物の取引の都合などから、油も扱うようになったと推測される。

江戸の間屋と良好な関係を築くことは、買継問屋にとって重要であった。【表7】に示したように、釜屋喜兵衛は1867年(慶応3年)12月に歳暮の品であろうか、味醂を江戸の油問屋たちに送っている。この時伊倉屋喜兵衛も駿河屋喜太郎・枳屋平次郎には紙包を、大坂屋孫太郎には小箱を送っている。油屋平次郎も1857年(安政4年)12月に、瀧田弥太郎の船で【表7】に○で示した問屋たちに歳暮の品を送っている。その中身は富田名産の時雨蛤であった。

(3) 取引の実態

本稿ではこれまで瀧田家の廻船と伊勢の諸湊の商人との関係を買積と運賃積の2形態で説明してきた。たしかに廻船の経営形態は大きく分ければこの2形態である。しかし、実際の取引の場面はもう少し複雑である。

買積と運賃積の中間形態ともいえるのが「支配」とよばれる取引である。この方法で取引される荷物は「支配物」といわれる。これは運賃積が主流である荷物に適用されることが多い。

支配物の取引は、出荷者・生産者が取引場所・地域を指定するが運賃積のように特定の受取主を定めない、さらに売却価格は船頭の裁量で交渉するという方法である。【表4】の箕田伊坂市太郎から出た一文字印の酒の項に、「現金金左衛門船支配物、浦賀より前所_二売払」とあるのは、浦賀に入津するまでの間で売却する予定で積み出し

ているということである。

【史料11】⁽⁴⁸⁾

甚寒之砌益々御壮栄可被遊御座珍重之御儀奉賀候、然_者昨日御賄民治郎様御入来被成下、此度荷物多少積入可申様被仰下、委細承知仕候、昨日御引合之通り、送り・支配物都合百五拾樽程積入度候間、宜敷御承引可被下候、尚又昨日内々御咄し被成下、支配物之分_者金子御持参被成下候様子_二承り、乍併一応船頭衆_二御尋申上候様被仰下、夫ゆへ鳥渡御伺申上候、委細ハ御賄衆へ御咄し申上置候、何卒いなや明日之飛脚へ向返事可被成下候、支配物八拾樽_二御座候間、さ様御承引可被下候

十二月十二日 油屋平次郎

瀧田金左衛門様

参人々御中

【史料12】⁽⁴⁹⁾

(端裏)

十二月十九日 油屋平次郎

瀧田儀三郎様 富田

参人々御中

(本文)

益々御安康珍重之御儀奉賀上候、然_者兼_而御支配物油都合八拾樽積入申候、宜敷御承引可被下候、尚又直段之儀_者先書鳥渡申上候趣、定_而御承引可被下候御儀_与奉存候、長一殿買付之儀_者、余り高直_者見合可申様被仰下候_二付、見送り申候趣、一昨日長一殿_与水油五拾樽直段壺六五見計御注文参居り申候間、右壺六式かへ_二て五拾樽丈ケ、昨日買付奉申上候、さ様御承引可被下候、尚又江戸表も追々高直_二、今日着相庭正取引、全印廿七両かへ_二御座候間、御如才

者無御座候得共、何分支配物之儀、御座候
 得者、相成丈御骨折被成下、御売捌被成下
 度奉願上候、尤代金之儀、御登り之節、て
 宜敷候間、御出情候様偏、奉願上候
 一此度積入候油送り状奉差上候、御受取可
 被下候
 先ハ右之段御願申上度、早々以上
 十二月十九日

これは1867年(慶応3年)12月に瀧田金左衛門・儀三郎と富田の油屋平次郎の間でやりとりされた書状である。12月12日付の【史料11】で、油屋平次郎は店を訪れた民治郎との相談内容を伝えている。荷物を積みたいという船側の意向があったので、送り荷物(運賃積)70樽と支配物80樽合計150樽の油を積み入れたというのである。民治郎との相談では、支配物の油代金は持参するはずだが船頭に確かめてほしいということであったので金左衛門に問合せ、明日の飛脚便での返事を求めている。

【史料12】は12月19日付で、金左衛門からの返事を受け取った後と思われる。この書状はこの時期福周丸の船頭を勤めていた儀三郎に宛てたものである。支配物の油80樽の「直段」はすでに通知済みで、荷物も積み入れたことを伝えている。「直段」は油屋平次郎の卸売り値段か希望売却値段のいずれかであろう。

この80樽は儀三郎の才覚で売却することになり、その代金は次に江戸方面から伊勢湾方面へ登りの航海をする際にかまわなないとしている。また、江戸の商況として油値段は上昇傾向にあり、この日に連絡を受けた江戸の現物相場は、全印つまり油屋平次郎印の油で27両替であることも伝えている。

さらに、「長一殿」の油買付についての連絡もある。「長一殿」とは江戸堀留町の下り水油問屋枳屋平次郎であり、「長一」はその商号である。値段があまり高い場合は買付を見合わせるようにという指示がありいったんは見送っていた。そこに一昨日10両1.65樽見当で油50樽の注文があり、昨日1.62樽で買い付けたというのである。

この2点の史料からは、運賃積・支配の取引の実態について、次のような点が指摘できる。

- ①運賃積の場合、江戸の下り油問屋から、値段の指示を含めて注文がくる。
- ②運賃積・支配とも、船と荷物を扱う問屋双方からの意思に基づき取引(積入)が成立する。
- ③支配物の最終的な売却値段は船に任される。
- ④支配物の代金は積入れ時に船から問屋に払うのが原則であるが、実際には後払いとなることもある。

これがあらゆる荷物に通用するかは現時点では確定できない。しかし、これが幕末期の油取引の実態であり、ある程度他の荷物にも共通すると推測される。

では、買積の実態はどうか。買積では、船と問屋とが市などの取引の場で直接交渉により数量や値段などの取引内容が決定される。一般的にいえば、取引の場の前後の荷物の動きは取引相手には無関係である。どのような経緯をたどって取引の場に荷物が持って来られたかは買い手には関係なく、売却された荷物がこの先どうなるかは売り手には関係ない。

伊勢北部に運ばれる干鰯は圧倒的に買積で扱われる。その多くは房総半島以北の太平洋沿岸で生産され、江戸の干鰯場(銚子

場)で取引が行われ、最終的には瀧田家の廻船が買い取って伊勢湾内へ運んでくる。買積であるので、瀧田家が買い取った干鰯がどこに売却されるのかは江戸の間屋の関心事ではない。しかし、湯浅屋などの江戸の干鰯問屋が作成した文書の中には、「四日市行」と明記されているものもあり、江戸で売買契約が成立した時点ですで行き先が決まっている場合もあったようである。

買積の荷物を積んで伊勢湾に入ってきた時、どの湊で誰に売却するか判断は最終的には船頭に任される。しかし、船の入津を待つ湊の商人たちは、何もせず船の入津を待っているわけではなかった。

【史料 13】⁽⁵⁰⁾

(前欠)様御入来被下、其砌竹林麦式百十五俵御商内申上候処、今朝御紙面ニ半分丈ケ両三日中ニ当地江御積廻候趣被仰聞候間、直様先方へ右之由申遣し候処、何分式百十五俵手合仕候間、せひ一右俵丈ケ相渡し呉候様申居候間、色々申断候得共、先方ニ承引不仕候間、誠ニ心配仕候、何卒々々式百十五俵丈ケ当地江御積廻し被下候様奉願上候、此段訳御願申上候

一米之義此元此間中差買船も無之候得共、ミノ路不残船留ニて頓ト入込米無之、不商内ニ御座候、此後出盛り候ハ、白面(ママ)き高下も有之候哉、先ハ右申上度如此御座候

一御蔵米 十三俵位
 一入替米 十三俵壱式分方
 一四三入米 十三俵四五分方六分

右之通御座候、尚替義重便可申上候
 十月廿四日 内田忠四郎(印)

瀧田儀三郎様

【史料 13】は 1861 年(文久元年)10 月 24 日に桑名の内田忠四郎が瀧田儀三郎に宛てた書状である。前欠であるため内田忠四郎のところに来た人物はわからないが、その人物に竹林麦 215 俵を扱いたいと内田忠四郎が申し入れていたところ、10 月 24 日朝到着した書面では半分だけ桑名へ積廻すと記されていた。しかし、この竹林麦 215 俵はすでに売却先が決まっていて、売却先ではどうしても 215 俵必要だと主張して譲らないので何とか 215 俵内田忠四郎の元へ廻してほしいと願い出ている。後半は美濃の米が船留のため桑名に持ち込まれず取引が低調であることを伝えている。美濃米を大量に扱う桑名にとっては当然の事態であろう。

竹林麦の件は、内田忠四郎は買積荷物を入手できることを前提に売却先と商談を進めていたとみえる。場合によっては、売却先から先に持ち込まれた話かもしれない。215 俵という数量も伝えてあり、内田忠四郎としては当然手に入れられるものだと思っていたところ当てがはずれ、売却先と船との間に立ち両者と交渉をしているところである。これは、【史料 6】の川喜田四郎兵衛の場合も同様である。

伊勢北部から積み出す荷物の確保も廻船にとっては重要な問題である。

【史料 14】⁽⁵¹⁾

愈御壮栄奉賀上候、陳者兼御大ツ一昨日相片付候付、勘定書并ニ切出し金三拾壱円五十三銭四り賄様へ御渡上候間、御落手被成下候半、尚御注文被成下候米之儀津米五百俵御買付、一志米買方尽力仕候得共、売もの無

数品相調ひ兼、依テ津米_二テ御買付申上候哉御伺申上候処、昨日電信ヲ以一志米五百俵是非買方被仰付承知仕候、依テ一志郡_江出張致し候処而々出来候得共、奥在_二テ矢野川まで四五里も有之候_二付、運送延引_二および中之汐まで_二出揃兼、依テ左_二イチシハキハキカエヌカエテモデカタラソイツコメカヲカヘンシ

右之通電信ヲ以御伺申上候処、いまだ何之御下知も無御座候、いかゞ仕候哉至急御下知被成下候度奉願上候、先ハ早々

四月十日 田中林助

瀧田三之助様

坐下

【史料 14】は、津の田中林助が瀧田三之助に宛てて出した 1881 年(明治 14 年)4 月 10 日付の書状である。田中林助は明治以降に瀧田家の廻船の関係が深まる問屋で、米・魚肥・雑穀などの買積の相手である。その田中林助に対して瀧田三之助は米の買付を指示している。一志米 500 俵の買付が思うようにいかず、矢野川まで 20 キロメートル近く離れた不便な場所でしか確保ができなかったため、出荷に時間のかかる一志米を買うのか、あきらめて津米にするのかの返事を電信で求めている。この書状は電信の返事がないため返事を督促するものである。

瀧田家の廻船にとって、田中林助は湊で取引するだけの商人ではなく、買付を依頼する相手でもあったことがわかる。つまり、買積といっても実際には廻船側が積む荷物や価格を提示して、湊の商人がそれを調達するというのが取引実態であったことがわかる。また、この史料はブランド米としての一志米の優位さや川を利用した湊までの

輸送形態などがわかる書状でもある。

【史料 15】⁽⁵²⁾

今日_者美晴大悦奉存上候、益々御安康_二奉賀上候、然_者今朝御用向被仰聞候亀山米之義只今卯助帰り申候処、彼地も安くハ売放し不申候よし_二而、掛引も出来兼候由、しかしなから折節参り候事_二候間、五百俵拾式俵四分がへ明日まで相場かりて参り、右_二而十二俵三分入_二御座候、思召如何_与奉存候間、仕立を以御伺奉申上候、御勘考被成下いなや此者へ御返事被成下度、此段奉願上候、十二俵四分出来候へども十二俵三分入_二御座候、此段宜しく御賢慮被成下、先ハ右之段申上度如此_二御座候、恐々謹言

五月二日

徳田屋武兵衛(印)

も七

滝田義三郎様

用書

米_者浜へ出し有之候、已上

尚々、御地_二而直打物御手_二入、思召_二相叶不申候_者へ、御遠慮なく御戻し被下度、以上

【史料 15】は文久期ごろと思われるが、四日市の徳田屋武兵衛から瀧田儀三郎に宛てて、米の買付状況を伝えた書状である。亀山米を買い付けるように指示されたため卯助を生産地に派遣した。帰ってきた卯助から話を聞くと、なかなか安値では売ってくれず交渉も不調であった。しかし、これまでも取引をしたことがある相手でもあり 500 俵を 124 俵替、実際には 12.3 俵替ならばということで相場を「借りて」きたというのである。そのため仕立便で連絡をしてすぐに返事をもらいたいと伝えている。「相場を借りる」とは交渉時の相場で若

干の猶予をもらうということであろう。ここでも徳田屋武兵衛が買付を行っていること、交渉の状況によっては仮押さえのような状態で廻船との間をつないでいること、表向きの価格と実際の価格に違いがあることなどがわかる。

以上、取引の場面をいくつか検討したが、実際の取引は買積・運賃積の2形態に単純に分けられないことが理解されよう。江戸周辺、大坂周辺のように多種の商品が大量に集まり、どこから買い付けるか、あるいはどこへ売り捌くかといった取引の前後を気に掛けることなく取引ができる場所とは異なり、伊勢北部では買付から取引・積入、取引から売捌まで、廻船と湊の商人との協力関係がなければ、廻船の活動もスムーズに進まなかったものと思われる。そのような意味で、廻船と湊の商人は湊という「点」で接する取引さえ成立すればよいというドライな関係ではなく、双方の利害を調整しながら共存共栄を図る関係であったといえよう。

おわりに

本稿では、伊勢を対象として各湊の特性と機能、関係などを検討してきた。桑名・四日市のような、多様な性格を持ち、瀧田家の廻船の活動の中核となる湊もあれば、地元産品との結びつきが強い湊もある。諸湊はそれぞれの個性を主張しながら、共存関係をつくりあげていたといえよう。

湊は物流の過程のなかでは、移出品ならば生産地(生産・加工・集荷)と廻船、移入品であれば消費地と廻船が接触する「点」である。瀧田家文書からは生産地・消費地側の姿は見えにくい。生産地・消費地との関係や生産地・消費地の実態を具体的に明

らかにすることで、本稿で検討した地域の経済構造がより厚みを持って描けることになろう。

また、本稿では、茶、糠や木綿・棧留類については検討しなかった。しかし、これらは伊勢からの重要な移出品である。本稿でも言及したとおり、茶や木綿・棧留類は、今回扱った荷物とは流通形態が異なるようである。糠は「玉糠」という尾張のブランド糠との関係が問題となろう。商品によって生産地・廻船・販売先の3者間の関係は異なる。これらの荷物の取引のあり方を検討することも必要となる。

本稿では伊勢北部の諸湊の個々の特性を明らかにすることに重点を置いた。しかし、実際の物流は本稿でも触れたとおり、名古屋・宮(熱田)、知多半島も含めて伊勢湾全体で考える必要がある。また、尾張西部・北部や美濃など内陸部との関係も重要である。これらを含めて環伊勢湾地域全体の検討、そのなかにおける各湊・地域の位置づけは今後の課題である。

多度神社(桑名市)の入口に1840年(天保11年)9月に奉納された1対の常夜灯がある。その上から2段目の基壇に彫られた願主・世話人らの名前は次のとおりである(この部分は2基に共通)。

【史料16】

(正面) 願主

尾州[]

清福丸徳蔵

勢徳丸七太郎

福壽丸孫八

勢寶丸富蔵

神徳丸弥七

半田

久寶丸武平
 江戸
 水油問屋中
 同仕入問屋中
 干鰯問屋中
 瓶問屋中
 相州□□(浦賀)
 宮原屋治兵衛
 同 與右衛門
 江戸屋六兵衛
 勢州桑名
 油屋武助
 富田
 油屋平治郎
 四日市
 伊倉屋店
 中島文五郎
 吉田屋仙九郎
 山七屋宗七
 稲葉三右衛門
 山中傳四郎
 山北屋万五郎
 小林与平治
 世話人
 山北屋久助
 (右側面) 世話人
 []

世話人の1名は判読困難であるが、もう1名の山北屋久助はその屋号から四日市の山北屋の関係者である可能性が高い。奉納者は江戸・浦賀・伊勢の商人と尾張の廻船である。

伊勢の奉納者は10名、内訳は四日市8名、桑名・富田各1名である。四日市の稲葉三右衛門・小林与平治以外は、四日市・桑名・富田の油買継問屋である。稲葉三右衛門は

明治期の四日市港の整備を進めた人物として知られる。浦賀の商人は、本稿にも登場し瀧田家文書にもたびたび名がみえる3名である。江戸は個々の商人はわからないが、水油・瓶・干鰯の問屋たちである。水油は本稿でみたとおりの四日市を含む伊勢北部の主要移出品である。焼物・瀬戸物一般ではなく「瓶」であることから、常滑との関係をうかがわせる。干鰯は伊勢北部、また環伊勢湾地域への主要移入品である。江戸の干鰯問屋の中には白子出身の久住五左衛門のような商人も含まれる。

尾張の廻船は1艘が半田、他の5艘の拠点判読できない。尾張の廻船の大部分は知多半島の廻船であるので、この5艘も知多半島を拠点とする廻船と考えてよいであろう。瓶との関係から常滑周辺の廻船である可能性は高い。船名・船頭名はわかるので、他の史資料と合わせながら確定できると、これまで確認されていない船の存在が明らかになるだろう。

この常夜灯は、水油という伊勢北部での重要な産品の存在と環伊勢湾地域における湊・商人と廻船の広域的な関係、出荷先との関係を端的に示す資料である。こうした金石文も含めて、史資料を発掘することにより、本稿で検討したような、湊・商人・廻船の特質や関係性が、より具体的にわかるようになるであろう。そのエリアを環伊勢湾周辺地域まで広げて、生産から消費までの全体像を描くことは、今後の大きな課題である。

注一覧

(1) 内海船の研究については拙稿「新たな尾州廻船研究にむけて」(『知多半島の歴

- 史と現在』13、2005年9月)参照。野間船については、美浜町誌編さん委員会編『美浜町誌』本文編(美浜町役場、1983年3月)のほか、末永国紀「近世後期における塩の流通と廻船商業活動 伊予多喜浜塩と尾州野間廻船」(『経済学論叢』20-6、1973年1月)、同「明治期在来海運業の推移」(『経済学論叢』21-1・2、1973年5月)など。
- (2) 佐方家文書。愛知県史編さん委員会編『愛知県史』資料編17 近世3尾東・知多(愛知県、2010年3月)に収録(史料番号435)。
- (3) 注(1) 拙稿および「焼き物とともに発展した常滑湊と『ひろ荷』常滑船」(『WAVE』58、財団法人港湾空間高度化環境研究センター、2004年1月)。
- (4) 瀧田金左衛門家文書は常滑市所蔵。現在第1次整理が終了し、確認・再整理の作業中である。
- (5) 瀧田家文書19-3-7-8-1。以下、瀧田家文書については史料番号のみを記す。
- (6) 以下、湊の概要についてはとくに断らない限り、『三重県の地名』(平凡社、1983年5月)、『角川日本地名大辞典』24 三重県(角川書店、1983年6月)を参考にした。
- (7) 18-10-37-4-2。
- (8) 白子については、鈴鹿市教育委員会『鈴鹿市史』第2巻(鈴鹿市役所、1983年5月)、中田四朗『近世における流通経済上の伊勢国諸港の研究』(1966年6月)などでも検討が加えられている。本稿の白子の記載は『鈴鹿市史』2(主にpp.594-622)によるところが多い。
- (9) 14-89-3-1-2。
- (10) 13-17-8・9。
- (11) 『三重県の地名』は1618年(元和4年)、『角川日本地名大辞典』は1619年(元和5年)とする。
- (12) 18-2-12-2。
- (13) 18-10-29-1-56。
- (14) 25-9-65-3。
- (15) 13-68-11-9・10。ただし、同日付で同一費目の計算書が井上嘉助宛にも作成されており(13-68-11-1-1・2)、その関係は不明である。
- (16) 篠宮雄二「廻船建造における職人と地域内分業」斎藤善之編『新しい近世史3 市場と民間社会』(新人物往来社、1996年4月)。
- (17) 32-1-47。
- (18) 安岡親毅『勢陽五鈴遺響』復刻版(三重県郷土資料刊行会、1975～78年)。成立は1833年(天保4年)。
- (19) 宮内黙蔵『伊勢名勝志』復刻版(三重県郷土資料刊行会、1974年)。成立は1889年(明治22年)。
- (20) 注(18)『勢陽五鈴遺響』。
- (21) 注(16) 篠宮論文。
- (22) 17-11-2～4。
- (23) 下里家の系譜については諸説ある。『桑名市史』本編(桑名市教育委員会、1959年3月)、加藤国光『尾張群書系図部集』上(続群書類従完成会、1997年11月)、古橋哲雄『熊野商人下里氏 六百五十余年の歴史』(2000年12月)などを参照。
- (24) 3-13-3・7。
- (25) 13-162-36。
- (26) 四日市の港湾整備については、四日市市編『四日市市史』第17巻通史編近世(四日市市、1999年3月)、四日市市立博物館編『四日市市立博物館常設展示図録』(四日市市立博物館、1994年3月)、

同『四日市港開港 100 周年記念 海と港の博物館』（四日市市立博物館、1999 年 7 月）などを参照。四日市の流通・商人などについては、『四日市市史』17、『四日市市立博物館常設展示図録』のほか、石原佳樹「内海船と四日市をめぐる流通」（『知多半島の歴史と現在』8、1997 年 3 月）、同「幕末期勢州四日市湊における干鯛・メ粕取引の一形態」（『知多半島の歴史と現在』12、2003 年 3 月）、落合功「幕藩制的商品流通の展開と四日市町」（『四日市市史研究』13、2000 年 3 月）などを参照。

(27) 注(26)のほか、石原佳樹「館屈指の肥料商に 北海道で事業展開した四日市商人（三重県 HP「歴史の情報蔵続・発見！三重の歴史」<http://www.bunka.pref.mie.lg.jp/rekishi/kenshi/asp/hakken2/detail.asp?record=362>）参照。

(28) 『四日市市史』17、p730。

(29) 四日市市『四日市市史』第 10 巻史料編 近世Ⅲ（四日市市、1996 年 8 月）史料番号 100。

(30) 『四日市市史』10 史料番号 102。

(31) 14-75-15。

(32) 南知多町所蔵。

(33) 14-53-24。

(34) 20-2-12。

(35) 10-8-1-8。

(36) 5-8-8-4。

(37) 17-44-7。

(38) 21-141-7-6-3・4。

(39) 5-8-8-7。

(40) 博物館酢の里・日本福祉大学知多半島総合研究所共編著『中埜家文書にみる酢造りの歴史と文化 5 酒と酢 都市から農村まで』（中央公論社、1998 年 11 月）

p59。

(41) 27-4-5-7・10～13。

(42) 「東京諸問屋沿革誌」（東京都公文書館編『江戸東京問屋史料諸問屋沿革誌』東京都情報連絡室、1995 年 3 月）p279。

(43) この部分の油買継問屋の仲間に関する記載は『四日市市史』17（pp.754-757）参照。

(44) 13-21-9・10、14-51-4-15。

(45) 『三重県の地名』p373。

(46) 13-21-3。

(47) 18-2-3-1-4。

(48) 14-24-4。

(49) 13-21-1。

(50) 4-23-8-18。

(51) 10-18-2-21。

(52) 5-8-14-9。